## 治安維持法の成立と改正について(二)

内田博

文

はじめに

三 治安維持法の成立

治安維持法の成立(以上神戸学院法学四四巻一号)

治安維持法中改正ノ件(以上本号)

一九三四年及び一九三五年の改正法案

治安維持法改正法の成立

六

五. 四

七 終わりに

四 治安維持法中改正ノ件

1 治安維持法中改正法律案

一九二七年(昭和二年)四月二〇日、憲政会の第一次若槻内閣に替わり、政友会総裁の田中義一を首班とする

(199)

1

田中内閣が発足した。田中は司法大臣に在野法曹の重鎮の原嘉道を抜擢した。政党から政党への政権交代は、 の末に田中内閣が選んだのは、事実上の「宣伝」取締法として治安維持法を作りかえることであった。(4) 持法につきつけた。この法律は、「結社」取締法の限界を露呈し、早くも破綻しようとしていた。そして、 対する一斉検挙が行われた。この三・一五事件は、共産党員でなければ結社罪に問えないという問題を、治安維政史上初めてのことであった。一九二八年(昭和三年)三月一五日払暁、全国一道三府二七県で、日本共産党に

(200)

2

外れるものだったからである。 (5) 要から生まれたものであった。 者を罰するために、目的遂行罪を加えたことであった。結社罪で取りこぼした非党員を取り締るという運用の必 的内乱罪」だと説明した。第二は、結社の存在とその目的を認識しつつ、指導者の下で宣伝等の活動に従事する 図があった。 容の第一は、死刑を導入したことである。これには、治安維持法上の罪を大逆罪や内乱罪と同等の扱いにする意 九二八年四月二五日、 司法省刑事局は国体変革の罪を国民の思想を腐食悪化させ、暴力によらず国体を瓦解させる「思想 司法省と内務省は、治安維持法中改正法律案を閣議に提出した。改正法律案の主な内 しかし、この点は目立たないようにされていた。「結社」取締法という本旨から

た。 の衆議院本会議で議題とされ、直ちに同法律案の第一読会が開かれた。法律案の内容は、次のようなものであっ 閣議決定された法律案はすぐに第五五特別議会に提出された。 衆議院に先ず送付された法律案は、 四月二八日

治安維持法中改正法律案

治安維持法中左ノ通改正ス

マス、

コトデアリマス、

タル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂 一条 国體ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ヲ担當シ

行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トテシテ結社ヲ組織シタル者又ハ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者若ハ 社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為すシタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三条及第四条中「第一條第一項」 第二条中「前条第一項」ヲ「前条第一項又は第二項」ニ改ムル ラ「第一條第一項又ハ第二項」 二改ムル

第五條中「第一條第一項」ヲ「第一條第一項又ハ第二項」ニ改ムル

読会では、 冒頭で、 原嘉道法相が、 改正案の趣旨説明を次のように行った。(6)

抑々大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治セラレルコトヲ以テ萬代不易ノ国體トシテ居ルコトハ申ス迄モナイ 層重ク致シマスルコト、、犯罪ノ構成要件ニ付キ治安維持上ニ必要ナルモノヲ加ヘル為デアルノデアリマス、

本案ハ現行治安維持法第一項ニ規定致シテアリマスル国體変革ノ目的ニ出ヅル結社ニ付キマシテ、

刑罰ヲ一

是レ帝国トシテ最モ恐ルベキ所ノモノデアリマシテ、現行刑法ガ大逆行為、及叛逆行為ニ對シマシテ、 此ノ国體ノ変革ヲ企テマスルノハ、即チ我ガ国家ヲ滅亡セントスルモノニ外ナラヌノデアリ

殊ニ厳刑ヲ科シテ居リマスルノモ之ガ為ニ外ナラヌノデゴザイマス、併ナガラ国體変革ノ計画ハ独リ此種ノ直 3

居リマスルノハ、権衡ヲ得タルモノト云フコトハ出来ヌト考へマス、斯ノ如クデアリマシテハ、到底我ガ帝国 患罪ト申シテ宜シイノデアリマス、然ルニ刑法ガ大逆罪及外患罪ニ對シマシテ、極刑ヲ科シテ居リマスルニモ 的ノモノデアリマシテ、其危険ナルコトハ刑法所定ノ外患罪ニ譲ル所ハナイノデアリマス、是ハ即チ思想的外 腐食悪化シ、一兵二叨ラザルモ尚ホ国體ノ破壊ヲ惹起シ得ルベキ手段ニ依ルモノモアルノデアリマス、 接ノ暴力的行為ヲ手段トスルモノノミニハ止ラヌノデアリマシテ、秘密結社ノ組織ニ依リマシテ国民ノ思想ヲ 拘リマセズ、現行治安維持法ガ国體変革ヲ目的トスル結社ニ付キマシテ、僅ニ二十年以下ノ有期刑ヲ以テシテ 金瓶無缺ノ我ガ国體ノ崩壊ヲ企画スルモノデアリマス、斯ル団体ノ行動ハ実ニ恐ルベク、又最モ憎ムベク売国 マス、而シテ此種ノ結社団体ハ国際的赤化ヲ目的ト致シマスル国外団体ト気脈ヲ通ジマシテ、其頤使ニ甘ジ、 想的内乱罪トモ申シテモ宜シイノデアリマス、其恐ルベキコトハ決シテ暴力ヲ用ヒルモノニ譲ラナイノデアリ 、治安維持ノ目的ヲ達スルコトハ出来ナイノデアリマスカラ、茲ニ本案ヲ提出シタ所以デアリマス、何卒ご審

(202)

な点は次のようなものであった。 治安維持法ノ緊急ニ出来ルコトニ付テハ、勿論賛意ヲ表スル者デゴザイマスル……」と断った上でなされた。主 この趣旨説明に対し、 兒玉右二および名川侃市の両議員から質問があった。 (8) 見玉の質問は、 (9) 冒頭で、「私は此

議ノ上速ニ協賛ヲ輿ヘランコトヲ望ミマス

為シタル者トモ区別セズ、一様二十年以下ノ刑ヲ以テシ、 私有財産制度ヲ否認スル結社ニ付テハ、其組織ヲ為シ、又ハ指導者タル任務ヲ担当スル者ト、 国體変革ノ結社ノ如ク刑罰ヲ異ニセザル理由ヲ一ツ 其他ノ行為ヲ

承リタイト思ヒマス

度ヲ立ツルノ要ナキヤ ト能ハザルベシ、 行行為ヲ要件トスル故ニ、此規定ノミニテハ思想的ニ治安維持法ノ目的トスル所ヲ協議煽動スル者ヲ取締ルコ 其次ニハ現行法第二條ニ於テ「実行ヲ協議シ」トアリ、 故ニ国體変革ノ事項ニ関シテハ、其規定ヲ改メテ思想的ノ悪影響ヲ輿フル行為ヲ制圧スル制 第三條ニ於テハ「実行ヲ煽動シ」トアル、 何レモ実

結果ガ伺ハレルナラバ、私共ハ輿党トシテ国民ニ誇ルベキーノ材料デハナイカノヤウニ私ハ考ヘテ居リマス 法律改正ノ際ナルヲ以テ、其 (共産党ノ―引用者) 結社ノ精神ニ就テノ司法大臣 ノ御考慮相成ッタ御研究ノ

名川の質問も、「本案ハ国ノ内部ヨリ国家統治権ノ基本ヲ破壊セントスル者ヲ取締ル法律デアリマス、デアルコトヲ一言申添ヘテ置キマス」と述べて結ばれた。 コトノ意義ノ立法ヲ制定サレルナラバ、啻ニ現内閣ノ為ニ之ヲ喜ブノミナラズ、国家文化進展ノ上ニ大ナル喜ビ 兒玉の質問は、 く見受けられない。 内容の乏しい質問で、 「労働党ニ對シテモ諒解アル此内閣、 死刑の是非についても問うところはない。 新聞記者等の経歴にもかかわらず、 無産者流(ママ)ニ對シテモ諒解同情ヲ有ツ現内閣デアル 言論の自由に対する影響如何というような論点は全 当時のマス・メディアの立ち位置が窺い知れよう。

何処マデモ之ヲ擁護シナケレバナラヌノデアリマス」、「我ガ金甌無缺ナル所ノ国體ヲ覆サントスルモノデアリマ 統治権ヲ破壊セントスルガ如キコトハ、国家トシテ是程重大ナル事ハナイノデアリマシテ、 二処罰致シマシテ、之ヲ鎮圧スルノ必要ガアルノデアリマス、況ヤ金甌無缺、 英国ニ比類無キ此我国ノ国體ハ、 是ハ何處マデモ厳重 而シテ

サウ云フ次第デゴザイマスルカラシテ、何處マデモ是ハ取締ツテ行カナケレバナラヌノデアリマシテ、本案

5

れたものであった。そこから、次のような質問が行われている。

ハ其目的ノ為ニ起案セラレタルモノデ、極メテ機宜ニ適ヒタルモノデアルト思ヒマス……」という立場からなさ

其後ニ加入シタル者ガ軽イト云フノガ、刑ノ権衡上ドウデアルカト思フノデアリマス 刑ノ軽重ニ於テ権衡ヲ失スルコトガナイカドウカト思フ、此案ニ依リマスルト、其後ニ加入シタル者ハ、刑 對シテハ、此度改正ノ如ク重キ刑罰ヲ課スルコトニナツテ居リマス、然リトセバ、其後ニ加入シタル者トハ 者ト申シマスノハ、結社組織ノ際ニ之ニ加擔シタル者ト云フコトデアラウト思フノデアリマス、而シテ之ニ ニシテ居ルカドウカ……、此第一條ノ「結社ヲ組織シタル者」ト書ヒテゴザイマスガ、此結社ヲ組織シタル 意義ヲ異ニシテ居ルモノデアルカ……、本條ト刑法七十八條ノ内乱予備、陰謀ト云フモノトハ、其内容ヲ異 刑法ノ七十七條ニ朝憲ノ紊乱ナル文字ガアリマス、ソレト本法案ノ国體ノ変革ナル文字トハ、ドウ云フ風ニ ガ五年以上ニナツテ軽クナツテ居リマス、同ジク其社員ニナツタ人デモ、設立ノ際ニナツタ者ハ大変重ク、

タイト云フコトヲ一言シテ置キタイ」とされている点である。国体のみならず、治安維持についても、(1) ゼナケレバナラヌノデアリマス、ソレガ本法案ヲ提出スル最モ重要ナル理由デアルト云フコトヲ、 対して原司法大臣および鈴木喜三郎内務大臣から縷々、答弁がなされている。答弁の中で注目されるのは、 の自由や人権に対する影響如何というような切り口は見られない。法技術的な質問に終始している。この質問に 縦令外国ニ其例ガ無クテモ、我国ニ於テハ国家ヲ破壊セントスル者ニ對シテハ絶対ニ之ヲ滅絶スルノ手段ヲ講 後に名川は東京第一弁護士会長に就任するが、そのような弁護士の中枢にある者からの質問であっても、 御記憶ヲ願ヒ 日本の独

自性が強調されている。

れた。

ハ議長指名特二十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス」との動議が支持され、 四月二八日の衆議院本会議では、 その後、 治安維持法中改正法律案特別委員会の委員の選挙が行われ、 一八名の委員が選出さ

山金太郎委員が委員長に選出された。 法律案の審議は特別委員会の舞台に移ることになった。特別委員会の審議は、 一日の特別委員会では、委員長及び理事の選挙が行われ、民政党議員と水谷長三郎が協力して、民政党の横 五月一日、 五日、 六日と行われ

の後、 五日の特別委員会では、 「尚ホ進ンデ少シク内容ニ付テ申上ゲマスレバ」として、次のような説明が追加された。 冒頭で、原司法大臣から法案の趣旨説明がなされた。 本会議のときとほぼ同様の説明

単純ナ加入者デハナクシテ役員其他是ニ匹敵スル行動ヲ為シテ居ル者トヲ組織者ト同等ト致シマシテ、 致シマシタ以上ハ、其二ツノモノ、間ノ刑罰ヲ区別スルノ必要ガアルト認メタノデアリマス、而シテ凡ソ結社 間ニ於キマシテハ其勢力及行動ノ影響ニ於テ霄壊ノ差違ガアルノデアリマスルカラシテ、本案ノ如ク刑ヲ重ク 加入者ノ刑ガ組織者ノ刑ト同一デアリマスル限リハ斯ル位置ヲ占メテ居ル者モ亦加入者トシテ處罰スルニ足ル ニハ其組織者ト等シク重要ナル位置ヲ有スル役員、 デアリマスケレドモ、 現行法ニ於キマシテハ結社ノ組織者ト加入者トニ對シテ同一ノ刑ヲ定メテ居ルノデアリマスガ、二ツノモノ、 本案第一條第一項ノ如ク組織者ニ對スル刑ヲ重ク致シマス以上ハ、単純ナル加入者ト、 其他是ニ匹敵スル行動ヲ為シテ居ル者ガアルノデアリマス、 同一ノ

7

制裁ヲ加ヘルノガ相當デアラウト考ヘタノデアリマス、又結社ノ関係者中ニハマダ結社ニハ入ツテ居リマセヌ

ケレドモ結社目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シテ居ル者ガアツテ其実例ガアルノデアリマス、其危険ナルコト モアルデアリマセウガ、是等ノ規定ニ係マスル行為ハ、 致シマシタ以上ハ、其第二條以下ニ於キマシテモ目的ノ区別ニ随ツテ刑ノ軽重ヲ定メルノ必要ガアルト云フ説 シマスル行為ノ處罰ニ関スルモノデアリマスルガ故ニ、 加入者ト択ブ所ハアリマセヌカラシテ、是亦加入者ト同一ノ刑ヲ以テ制裁スルノ必要アリト認メタノデアリ 現行法ノ第二條乃至第五條ノ規定ハ、国體変更ノ目的ト、私有財産制度ノ否認ノ目的トニ共通ノ連携ヲ有 第一 既二第一條二於テ二ツノモノヲ分離シテ、 條ノ行為ニ比シマスト、未ダ目的実現ノ著シキ危 其刑ヲ区別

ら発言されたものであった。概要、次のように質問された。法ノ制定ニ賛成ヲ致シタ者ハ、又其必要ナル改正ニハ賛成スルニ吝ナラザル者デアリマスガ……」という立場か法ノ制定ニ賛成ヲ致シタ者ハ、又其必要ナル改正ニハ賛成スルニ吝ナラザル者デアリマスガ……」という立場か この趣旨説明に対して、 廣瀬徳蔵、 水谷長三郎の両議員から質問が出された。(3) 廣瀬の質問は、 「私共治安維持

要ガアリトハ認メナカツタ次第デアリマス

険ヲ伴ヒマセヌモノデアリマスカラ、国體変革ノ目的ニ止マルモノト雖モ、現行法ヨリ一層重キ刑ヲ科スル必

カ止マラナイカ」、「今ア、云フヤウナ事件ガ起ツタ時ニ直グヤルノガ宜イカ、或ハ今少シ時ガ経ツテヤルノガ宜 シイノカ……、事柄ノ真相ガ確的(ママ)不動ノモノトナツタ場合ニ於テ、始メテ斯様ナ提案ヲ為サルコトガ時 ヲ改正スル必要ヲ認メタカ」、「唯峻刑厳罰ノミヲ以テ之ニ臨ムゾト云フコトダケデ、此犯罪ト云フモノガ止マル 法律デアル、 治安維持法ハ露国ト交通ヲ為スニ付テ、魯国ヨリ露国思想ノ侵入ガアルダラウト云フコトヲ予想シテ作ツタ 然ルニ今回起ツタ共産党事件ハ、其予想ノ場合ガ生ジタニ過ギナイノニ、何故ニ政府ハ治安維持法

ドウカ

、宜シキヲ得タモノデハナイカ」

他方、 水谷委員の質問は、 「私ハ無産政党ノー代議士ト致シマシテ……」と断った上で始められた。 概要、

次

のような点が質問された。

露国共産党ガ露国内デヤツテ居ル活動ガ日本デモ行ハレルモノト考へテ、此法律ノ改正ヲ企テタノハ根本的

ニ間違ツテ居ルノデハナイカ

手続ノ點ニ於テ軽ク取扱ツテ居ルノハ如何 現在ノ私有財産制度ノ弊害ヲバ、議会主義ニ依テ改メテ行キタイト云フノガ、

所謂無産政党ノ主張ニナツテ

居ルノデアル、……・治安維持法ノ目的ニナルノカドウカ

結社行為ノ未遂罪ト云フモノハー體何ヲ意味スルカ

思想ニハ思想ヲ以テシナクテハナラヌ性質ヲ多分ニ持ツテ居ルモノニ、故ラニ(ママ)厳罰ヲ以テ臨ムノハ

イ所 ドウカ | /憎ムベキ現実的結果ガ発生シナイデアラウカドウカ、又発生スベク誘引スルヤウナ事ニナリハシナイカ

思想的犯罪ニ死刑ト云フャウナ厳罰ヲ以テ望(ママ)ムト云フコトハ、……却ツテ想像モスルコトガ出来ナ

ウナ者ニ限ラレテ居ルノカ、或ハ極ク五六人或ハ三四人ノ細胞ニ関スル役員マデモ包含スルモノカドウカ 體ドノ程度マデヲ所謂結社ノ役員トシテ御認メニナルカドウカ、 或ハ単ニ中央委員ナラ中央委員ト云フヤ

(207)

9

治安維持法の制定に対しては濫用のおそれがあるという立場から反対した水谷であったが、この質疑において 疑問を呈するにとどまっている。討議ではなかったことによるものであろうか。

六日の特別委員会でも、中谷貞頼、一松定吉の両議員から質問が出された。

リ質問ノ必要ハナカラウカト思ヒマス」と断った上でなされたもので、立法技術上の問題に限られた。中谷から リ、又委員ノ質問ニ對シテノ応答ニ依リマシテ明瞭デアリマス、従ヒマシテ私ハ此點ニ付キマシテハ最早委員ヨ 中谷からの質問は、「本法改正ノ必要ナルコト並ニ其急迫セル状態ニ就キマシテハ原司法大臣ヨリ御説明ガア(エ゙)

概要、次のように質問されている。

下ニ之ヲ置キ、 共産主義者ガ、……此戦術上ヨリ致シマシテ、皇室ノ尊厳ヲ維持シツ、、……我ガ国體ヲシテ天皇ノ統治 而モ露西亜流ノ共産政治ヲ実行セントスル結社ヲ結ンダ場合、是ハ此改正法案ノ第一條二項ニ

該当シ得ルノデアルカ、是ハ単純ナル第二項ノ私有財産制度ノ否認ト云フ點ダケデ之ヲ終ラシムルモノデアル

アリマス、……何トナク過激デアルヤウナ威ヲ或種ノ人人ニ輿フル虞ガアリマスルノデ、寧ロ此治安維持法ト 此法條ガ死刑ノ極刑ヲ以テ臨ンデ居リマスコトニ付キマシテハ、吾吾ハ至当ノコトデアルト思ツテ居ルノデ

(目的遂行ノ為ニスル行為ト―引用者)未遂罪トノ関係ハドウ云フ風ニナツテ居ルカ

云フ名称ヲ国體護持法ト云フ風ニ御改正ニナル御意思ハアリマスマイカ

一條ノ結社ノ役員ト云フコトノ質問ニ對シマシテ、是ハ中央委員デアルト云フ御説明でアリマシタ、……

私ハ政府ノ御再考ヲ求メテ見タイノデアリマス、中央委員ト云フ風ニ限ラル必要ガ果シテアルノデアラウカ

10

した。 (18) おシテ此撲滅ヲ図ルト云フ立法ノ精神ニハ雙手ヲ挙ゲテ賛成スル者デアリマス」と断った上で、次のように質問科シテ此撲滅ヲ図ルト云フ立法ノ精神ニハ雙手ヲ挙ゲテ賛成スル者デアリマス」と断った上で、次のように質問 松も、「私共ハ国體ヲ変革スルト云フコトノ不屈千萬(ママ)ナ犯罪デアルガ故ニ、之ニ對シマシテ重刑

テハ、餘程重大ナル理由ガ其處ニ伏在シテ居ラナケレバ容易ニ首肯スルコトガ出来ナイト考へテ居ルノデアリ 今迄長期十年ノ懲役若ハ禁錮ニ處シマシタモノヲ、俄ニ之ニ極刑ノ死刑ヲ以テ臨ムト云フガ如キニ對シマシ

マス、故二此點ニ付テ政府委員ニ御伺シテ見タイノデアリマス 之ヲ新聞ニ一部解禁シテ、彼等ノ逃走ヲ容易ナラシメ、或ハ証拠ヲ隠滅セシムルト云フヤウナコトノ便宜ヲ

得セシムルヤウナ御取扱ハ、司法大臣トシテ甚ダ失當ナル御取扱ナリト私ハ考へテ居ルノデアリマス

会となった。 両議員からの質疑の後、 法案の審議は、委員会での質疑の途中で終った。 委員会は休憩のまま散会ということになった。そして、第五五議会は翌五月七日に閉

収拾しようとしたために、 三郎内相の弾劾案が内閣全体に及ぶことを恐れた田中内閣が議会を停止し、鈴木を単独辞職させることで事態を こうして、 政府の提出した治安維持法中改正法律案は、もともと議会の会期が短かったことに加えて、 審議が進まず、審議未了で廃案となった。(9) 鈴木喜

11 (209)

2

治安維持法改正緊急勅令と議会承認

緊急勅令の制定

は強硬であった。 に適用されるわけではないのだから、拙速に改正する必要はないという慎重論もみられた。しかし、 これには、 をほとんどそのままそっくり、緊急勅令という異常な形式=手続で成立させるという異常な道を敢えて採用した。 その実現を図るというのが「憲政の常道」であった。しかし、田中内閣は、議会で審議未了となった改正法律案 う形で改正するということであった。どうしても治安維持法を改正したいと思うならば次の議会の開催を待って(ac) 治安維持法の改正は失敗に終わったが、原法相は改正を諦めなかった。彼が次に着手したのは、 内閣および与党(政友会)の内部でも異論が少なくなかった。今法改正しても三・一五事件の被疑者 在野法曹も治安維持法の改正を推進した。 緊急勅令とい 政府の態度

され、 名、賛成二四名の賛成多数で、緊急勅令案が可決された。緊急勅令は、六月二九日に勅令第一二九号と-諮詢した。枢密院本会議は、六月二七日に開催され、翌二八日に再開された同本会議では、表決の結果、 密院に諮詢することを決定した。そして、六月一二日、 九二八年(昭和三年)五月二二日の閣議は、第五五特別議会に提出された改正案とほぼ同じ緊急勅令案を枢 同日施行された。その内容は次のようなものであった。 田中内閣は、 緊急勅令は、六月二九日に勅令第一二九号として公布 この治安維持法改正緊急勅令案を枢密院に 反対五

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ帝国憲法第八条第一項ニ依リ治安維持法中改正ノ件ヲ裁可

シ之ヲ公布セシム

勅令第一九號

治安維持法中左ノ通改正ス

第一條 タル者ハ死刑又ハ無期又ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂 国體ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シ

私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ 行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ニ處ス

為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三條及第四條中「第一條第一項」ヲ「第一條第一項又ハ第二項」ニ改ム 第二條中 「前條第一項」ヲ「前條第一項又ハ第二項」ニ改ム

第五條中「「第一條第一項」ヲ「第一條第一項又ハ第二項」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

承認を求める件

緊急勅令は直近の議会で承認を受けなければ失効することになるために、 田中内閣は、一九二八年

13 (211)

(昭和三年)

の年末に開催された第五六回帝国議会に対し、緊急勅令の承認を求める件を提出した。

同一内容の緊急勅令を制定した経過等が次のように述べられた。 二日に開催された衆議院本会議において議案とされた。原司法大臣から趣旨説明が行われた。その中で、法案と 和三年勅令第百二十九號 (治安維持法中改正ノ件) (承諾ヲ求ムル件)」は、一九二九年 (昭和四年) 二月

云フコトハ、 徒ニ對シマシテモ亦一大警戒ヲ輿へ、反省自覚スル所アラシムルニアラザレバ、国家ノ治安ハ維持出来ナイ 着々其歩ヲ進メテ居ルガ如キ場合ニ於キマシテハ、一日モ速ニ適当ナル刑罰法規ヲ定メ、汎ク国民ヲシテ事態 キ情報ガアツタノデアリマス、斯ノ如ク現ニ我ガ国家ノ基礎ヲ破壊スル企画ヲ実現セントスル者ガ存在シテ、 呼応シテ、益々我ガ国民中ニ危激ノ思想ヲ普及シ、且ツ其企画ヲ実行セントスルノ状況顕然タルモノアルヲ認 党員ノ検挙後ナルニモ拘リマセズ、依然トシテ不逞ノ計画ヲ遂行セント致シマシテ、党員以外ノ同主義者ト相 メマシタ、 ル」ノ日本支部デアル日本共産党員中、未ダ縛ニ付カヌ者等ノ行動如何ヲ注視シテ居リマシタ所、彼等ハ多数 テ審議未了二終リマシタ、爾来政府ハ我ガ国體ノ変革ヲ目的トスル秘密結社ニシテ、第三「インターナシヨナ ノ重大ナルヲ知ラシメ、苟モ彼等不逞ノ徒ノ煽動誘惑ニ陥ルガ如キコトナカラシメマスルト共ニ、彼等不逞ノ 二於ケル東洋勤労者共産大学ノ日本留学生ヲ続々帰朝セシメ、党ノ組織、整備、拡大ニ努メシムルトノ信ズベ アリマス、 |五十五議会ニ於キマシテハ、政府ガ該法律案ノ通過ヲ切望致シマシタルニモ拘ハリマセズ、遂ニ本院ニ於 加フルニ第三「インターナシヨナル」ハ日本共産党員ノ大検挙アリタルヲ見マスルヤ、「モスコー」 諸君ノ御承知ノ通リデアリマシテ、有スル手段ニ依リマシテ国家ノ治安ヲ維持スルヲ相當トシタ 特二昨年ノ下半期ハ、我ガ帝国ガ最モ厳粛ニシテ且ツ最モ静謐ナル秩序ヲ要スル時期デアツタト

審議ノ上承諾ヲ輿ヘラレンコトヲ希望致シマス 日其公布ヲ見タノデアリマス、是ガ即チ茲ニ議題トシテ帝国議会ノ承認ヲ求ムル勅令デアリマスカラ、 スル為メ、緊急ノ必要アル場合ナリト認メマシテ、 ノデアリマス、而シテ当時帝国議会ハ閉会中デアリマシタカラ、政府ハ憲法第八條ニ依リ、公共ノ治安ヲ保持 法律ニ代ルベキ勅令ノ御裁可ヲ得テ、昭和三年六月二十九

原法相によれば、 日本共産党による脅威の切迫性を強調することによって、緊急勅令を制定すること、そして、

の各議員であった。武富の質問は、 この趣旨説明を受けて、若干の質疑が行われている。質問の通告をしたのは、 治安維持法を改正することの是非ではなく、緊急勅令という形式をとったこ 武富(24 廣瀬徳蔵、

水谷長三郎

その速やかな議会での承諾を求めることの正当性が訴えられている。

との是非についてであった。次のように厳しく論難されている。

要ガナイ、 察取締ノ具ニ供シテハ相済マヌノデアリマス、ドウ云フ事実ガアル、議会ノ延会ノ奏請モ出来ヌナイ、 狡猾ナル手段ヲ執ラレタト云フコトヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス、原法相ノ声明書 ヲ召集スル程ノ必要モナイ、ソコデ議会ガ済ンデカラ急ニ緊急勅令ト云フ特別ノ非常立法手段ニ依ツテ、甚ダ コトヲ発布スルノハ、 天皇陛下ノ御大典御即位ノ大礼ガ行ハセラル、為ニ、国民ヲ威嚇シテ秘密結社ヲスレバ死刑ニサレルト云フ 而シテ行為ハ将来ニ継続スルデアラウト知リナガラ、一向延会ノ奏請ガナカツタ、 上御一人ノ聖徳ヲ傷ケル (ママ) 所以デアルト謂ハナケレバナラヌ、緊急勅令ヲ以テ警 ノ記載事実ト云フモノ 而シテ臨時議会 スル必

ヲ見マシテ、突発的ノ急変事トアルヲ見ラレタノデアリマス、……事件ガ継続シテ居ルト見レバ議会ハ延会ス

ジテ居ラレル、

何故ニ議会ヲ斯様ニ回避サレルノデアリマスカ

シタ時代錯誤ノ大臣ヲ持ツテ居ル、 重大事ト見テ緊急勅令デナケレバナラヌ程ノ事件デアルトスルナラバ、 二発布ノ奏請ヲスル位ノ暇ガアルナラバ、……何故六カ月先キノ僅カ半年先キノ通常議会迄待タナカツタノデ ヲ経過セラレタノデアルカ、モツト急遽迅速ニ取計ルベキ筈デアル、議会ヲ召集セズ、緊急勅令ヲ數十日ノ後 ベシ、突発ノ急変事ガ発生シタトシタナラバ臨時議会ヲ召集スベシ、頗ル明瞭デアリマセヌカ、……ソレ程 ルカ、 待テナイ理由ハナイノデハアリマセヌカ、甚シク其點ガ不明瞭デアリマス、……議会否認ノ声明ヲ為 僅二二週間ノ会期ヲ定メラレタル議会ノ奏請ヲシテ、其間六日間停会ヲ命 何ガ故ニ議会閉会後數十日ノ間、 時間

理的変化デアルカ、甚ダ諒解ニ苦ミマス 向ツテハ十二分ニ努力セラレタル人デアル、然ルニ地位ガ変ツテ司法当局ノ主班者ニナラレルト云フト、 ニ反撥シ、 民権擁護論、 原嘉道氏ハ多年民間ニ居ラレタル弁護士デアツテ、人権擁護ノ急先鋒ノ一人トシテ検事局ニ向ツテ其ノ権力 例ノ豚箱事件ニ於テハ、友人ヲ救フベク大阪ニ走リ、……民権擁護、 所謂其一枚看板ヲ直ニ擲ツテ、弾圧政策ヲ採ツテ国民ニ向カハントスルノハ、一體ドウ云フ心 官憲ノ圧迫排撃ト云フコトニ

悪腹ヲ探ラレテハ困ルト云フ手段デアツタモノトシカ私ハ考ヘラレナイノデアリマス テ居ルノデアリマスカ、各政党ハ皆反対シテ居ル、……政友会モ大反対デアツタヂャアリマセヌカ カドウカト云フコトヲ伺ツテミタイ 此緊急勅令案ニ對スル世間ノ非難ト云フモノハ、 「家ヲ思ヒ、 皇室ヲ思ヒ、 国家ノ治安ヲ考ヘルナドト云フコトハ表向デアツテ、矢張自分ノ蔽ウテ(ママ) 器々タルモノデアルカ、 原氏ハ一体之ヲ何ト御解釈ニナツ

斯

ル厳罰主義ヲ以テ、

人ノ生命ヲ奪フト云フガ如キ立法ノ手段ニ依ツテノミ、

治安維持ノ目的ガ達セラレル

感ズル者デハナイノデアリマス」等というものであった。(26) 初メテ我ガ国家ガ泰山ノ安キニ在ルモノトシテ枕ヲ高クシテ眠ルコトガ出来ルノデアル、 法ハ犯罪ヲ取締ルノ法規デアツテ、民権ヲ圧迫スル法規デハアリマセヌ、善良ナル国民ハ此法律ノ施行ニ依ツテ、 カ云フ御話ガアリマシタガ、私ハ民間ニ於キマシテ犯罪擁護ノ手段ヲ執ッタコトハ一度モアリマセヌ、 これに対する原法相の答弁は、「民間ニ在ツテ民権ヲ擁護シナガラ、国務大臣ニナルト直ニ弾圧政策ヲ執ルト 何等之ニ依ツテ威嚇ヲ

ナイカ」等というものであった。 死刑ニ處シテシマツテハ、遷善改過ノ余地ハナイヂヤナイカ、……何デモ彼デモ死刑ニスルコトハ不都合ヂヤ (瀬の質問は、 「国民ノ意思ニ依ツテ斯ル立法ハ為シタ方ガ宜ヂヤナイカ、 然ルニ何故緊急勅令ニ依ツタカ」、

注目されたのは水谷の質問であった。次のように政府を厳しく追求したからである。(33)

考へナクテハナラナイニハ、何故共産党事件ガ此日本ニ於テ発生シタカト云フ其原因ヲ究メテ、 途ヲ講セサルヘカラス」是ガ大體決議ニナリマシテ、其決議案ノ説明者デアル所ノ尾崎氏ノ言葉ニ依リマシテ 議案ニ於キマシテハ「共産党事件ニ對シ政府ガ刑罰ニミヲ以テ之ニ臨ムハ不可ナリ宜シク其ノ環境ヲ改善スル マシテ殆ド衆議院全体ガ可決シタ所ノ思想的国難決議案ニ関スル関係デアリマス、即チ思想的国難ニ関スル決 先ズ第 共産党事件ハ之ヲ弾圧スルノミニ於テハ吾吾(ママ)ノ目的ハ達スルコトガ出来ナイ、 番二田中総理大臣ニ御伺致シタイト思ヒマス、 要旨ハ此治安維持法緊急勅令ト去ル特別議会ニ於キ 吾々政治家トシテ 再ビ斯ウ云フ

…田中総理大臣ハ果シテ特別議会ニ於キマシテ、衆議院議員ガ殆ド全会一致デ以テ、可決サレタ所ノ、 事件ガ我国ニ発生シナイヤウニシナクテハナラナイト云フノガ尾崎行雄氏ノ御説明要旨デアツタノデアル、

思想的

17

(215)

視サレタカ

フヤウナコトハ、 我ガ日本ノ国體ハ、一兵ニ衂ラズシテ思想的内乱罪、 吾吾ハ断ジテ考へテ居ラナイノデアル、 或ハ思想的外患罪ニ於テ、我ガ国體ヲ破壊サレルト云 此點ニ関シテ私ハ原サンガー體我ガ国體ニ関シテ如

[難決議案ヲ無視サレタカドウカ、……総理大臣ハ果シテ特別議会ニ於ケル所ノ院議ヲ重視サレタカ、

何ナル信念ヲ持ツテ居ラレルカト云フコトヲ御聴キシタイノデアリマス

ズニ活動ヲ続ケテ居ルト云フヤウナコトヲ一ツノ理由ニサレマシタ、併シナガラソレハ日本ノ警察力ガ十分 此緊急勅令ノ必要ナル理由トシテ原サンハ露西亜ノ共産党大学カラ続々ト帰ツテ来ル、又首魁ハ未ダ逮捕

ニハ考ヘラレナイ、……若シ斯ウ云フ工合(ママ)ニ縛ニ就カナイモノガアルガ故ニ、緊急勅令ガ必要デアル

ニ其威力ヲ発揮シナイト云フ証拠ニナリコソスレ、法律ノ威信ト云フモノガソレニ依ッテ害セラレタトハ吾々

ト云フナラバ、今日説教強盗ガ未ダ縛ニ就カナイガ故ニ、説教強盗ニ関スル緊急勅令モ必要デアルト云フコト

ニナル

しかし、

水谷の質問中、

原惣兵衛議員から質問打切りの動議が出され、

賛成多数で質疑は打ち切られた。

三年勅令第百二十九号(治安維持法中改正ノ件)(承諾ヲ求ムル件)委員会」に付託することとされた。 員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス」との動議が出され、 議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選挙」に移ったが、ここでも、原惣兵衛から、「本案ハ特ニ議長指名十八名ノ委 採決の結果、 右動議のように決せられた。議案は

(216)

18

或ハ無

○原国務大臣

……私ハ議員諸君ヲ威圧シヤウト云フヤウナ考ヲ持ツタコトハナイ、又威圧サレル議員諸君デ

私共甚ダ遺憾ニ堪へナイ點ヲ発見シテ居ルノデアリマス

陳述ヲ速記録ニ依テ拝見致シマスト、

然議院特別委員会

た<sub>30</sub>谷 貞頼 同委員会は、 長くなるが、この質疑を紹介することにしよう。概要、次のような内容であった。 横山勝太郎、 二月一九日、二〇日、二三日、二六日、二八日と開かれた。一九日の委員会では、 内ケ崎作三郎の各委員から質問が出された。特筆されるのは斉藤の長時間に及ぶ質問であ 、 斉藤隆 夫、 (29)

於キマシテ、 又如何ナル程度ニ依テ之ヲ罰スルカト云フコトハ、此緊急勅令ノ内容ガ果シテ正當デアルカ、 ル方法ニ依テ罰スルカト云フコトハ、此緊急勅令ガ形式上ノ要件ヲ備ヘルカ、否ヤト云フコトニナルノデアル ニ依テ之ヲ罰スルカ、 モアル譯ハナイ、 云フコトニ帰着スルモノデアラウト思ヒマス、 ○斉藤委員 、質問ニ對シテハ最モ真面目ニ答ヘラレネバナラヌト云フコトハ、 吾々ハ相互ニ最モ真摯ナル態度ヲ以テ此審議ニ臨ミタイト思フノデアリマス、……政府当局者ハ……吾々 憲法ヲ中心トシテ帝国議会ノ権能ニ及ブ、 此緊急勅令案ガ提出セラレマシタ其際ニ於テ、 今日我国民トシテ何人ト雖モ、 故ニ問題ハ斯ノ如キ犯罪者ヲ罰スルカ、 又如何ナル程度ニ於テ之ヲ罰スルカト云フコトガ問題デアルノデアリマス、 此種類ノ犯罪者ヲ罰スルト云フコトニ付テ、異論ヲ挟ム者ハ一人 国民ノ自由権利ニ大関係ヲ持ツテ居リマス所、 **固ヨリ政党政派(ママ)ニ何等ノ関係ヲ持ツテ居ルモノデハナ** 罰シナイカト云フコトデハナクシテ、 武富済君ノ質問ニ答ヘラレマシタ所ノ司法大臣 是ハ申ス迄モナイ、 所ガ先日ノ本会議場ニ ノ問題デアルニ依 不當デアルカト 如何ナル方法 即チ如何ナ

○斉藤委員

モナイト信ジテ居リマス、此委員会ニ於キマシテハ極メテ真摯ナル態度ヲ以テ御答スル積リデアリマス 本案ノ審議ヲ進メル上ニ於テ、政府ニ向ッテ少シ材料ノ提出ヲ要求致シマス、……此緊急勅令

要スルニ共産党事件ヲ本ニシテ現ハレタルモノデアルト私ハ信ジテ居リマス、一體共産党事件ノ内容ト云フモ ヲ悉ク拝見シタイノデアリマス、……各裁判所ニ御命ジ下サレバ直グ出来ルコトト思ヒマスカラ、之ヲ御提出 、ハドウ云フモノデアルカト云フコトヲ、私ハ徹底的ニ調ベテ見タイト思ヒマス、故ニ共産党事件ノ一件記録

共産党事件トハ何等ノ関係ナクシテ、独立ニ改正ヲ思ヒ付カレタノデアリマスカ、ソレナラバドウ云フ考デア ○斉藤委員 政府ハ治安維持法ノ改正、

願ヒタイ

起サレマシタノハ一體何時頃デアリマスカ、……共産党事件ニ鑑ミテ改正ヲ思ヒ付カレタノデアリマスカ、又、 即チ十年以下ノ體刑ト云フコトヲバ死刑ニ改メラレル、 斯ウ云フ考ヲ

リマスカ

○原国務大臣 昨年三月一五日二共産党事件ヲ検挙シタ後ニ、此事態ノ重大ナルコトガ分ツテ参リマシタノデ、

斯ウ云フ改正ヲシヤウト云フ考ヲ起シ始メタノデアリマス

十年以下ノ刑罰ト云フコトハ軽イカラ、斯イフ共産党事件ガ起ツタノデアルト、斯御思料ニナツタモノデアル ○斉藤委員 サウスルト此共産党事件ト治安維持法中ノ刑罰規程トハ因果ノ関係ガアルカ、 詰リ治安維持法中

力

○原国務大臣

若クハ減少セシムルニハ十分ノ効力ガナイモノデアルト斯ウ認メマシタ

○斉藤委員

ソレダケデハ漠然トシテ能ク受取レマセヌ、……実際上ノ根拠ガナクテハナラヌノデアリマス、

政府ノ見ル所ニ依リマスレバ、従来ノ治安維持法ダケデハ日本共産党事件ノ如キモノノ発生ヲ

(218)20 斯ウ云フ意味デアリマス

斯ウ云フ一ツノ想像ダケデハ、私共ハ其根拠ヲバ発見ニ苦シムノデアリマス 唯漠然ト刑罰ヲ重クシタナラバ共産党事件ノ如キガ起ラナカツタデアラウガ、 刑ガ軽イカラ起ツタノデアラウ、

来ナイガ、少クトモ犯罪ヲ犯ス人ガ少クナルデアラウト云フコトハ、ドウシテモ予期シ得ラル、ノデアル、 ○原国務大臣 刑罰法規ヲ設ケマシテモ絶対ニソレニ依テ犯罪ノ防止ヲ出来ルト云フマデハ確信スルコト

出

ルノデアリマス、……少クトモ国民ヲシテ大ニ警戒スル所アラシメ、再ビ重大ナル事態ニ至ルノヲー其事態ノ …少クトモ日本共産党事件ノ如キ重大ナル事態ノ発生ハ、或程度マデハ之ヲ減少シ得タデアルト云フ風ニ考へ

○斉藤委員 状態ノ重イノヲ軽イ程度デ止メルト云フコトダケハ出来ルノデアリマス 治安維持法ヲバ三年前ニ制定致シマシテ、其中ニ於テ此法律ニ触レタ所ノ事件ハ共産党一ツデア

リマス、法律ヲ制定シテ其法律ニ違反シタ所ノ事件ガーツ起ツタカラ、直グソレデ慌テマシテ法律ヲ改正スル

ト云フコトハ、私ハ政府トシテモ餘リ軽率ノ遣リ方デハナイカト思ハレマス ○斉藤委員 斯ウ云フ御答弁デアリマシタ、……司法大臣ノ御答弁ニ誤リハナイノデアリマスカ 昨年六月十二日、 即チ枢密院ニ緊急勅令ヲバ諮詢セラレタル日ニ緊急ノ必要ヲバ感ジタノデアル

○原国務大臣 六月十二日ニ至ツテ愈々是デハ緊急勅令ヲ制定スルノ外ハアルマイ、斯ウ云フ事ヲ決定ヲシタ、

件ノ検挙ニ漏レタル所ノ残党ガ尚ホ活動ヲ継続シテ居ルト云フコトガーツノ事実デアリマス、是ハ別ニ六月十 ○斉藤委員 日 ニ至ッテ始メテ発見セラレタ所ノモノデハアリマセヌ、……検挙ニ漏レマシタモノハ大概幾人位アツテド 政府ノ方デ緊急ニ必要ヲ認メラレタル事由トシテ二ツノ事実ヲ挙ゲテ居ラレマス、

ウ云フ者ガ検挙ニ漏レタノデアルカ、ソレヲ一ツ御尋ヲ致シマス

出シタノデアリマス 云フモノガアル以上ハ、急イデ治安維持法ヲ改正スル必要ガアルデアラウト云フノデ、特別議会ニ改正案ヲ提 ……具体的ノ事実ハ挙ゲテナカッタノデアリマスケレドモ、 )原国務大臣 検挙ニ漏レマシタ中ノ……首領株トデモ申シマスカ、サウ云フ者ガ十人内外モアリマシタカ、 先ズ活動ハシテ居ルノデアラウト推測シテ、

依ル民衆的革命政府ノ樹立ヲ唱道シタノデアリマス、サウシテ実行手段トシテハ、彼等ノ組織ノ再興、 現ハレテ参リマシタノデ、彼等ガ愈々活動ヲシテ居ルト云フ事実ヲ認メタ次第デアリマス 胞組織ノ再興ニモ着手シタ、 動シタノデアリマス、……第三「インターナシヨナル」ノ指揮ヲ受ケマシテ、我国ニ於テ労働者農民ノ独裁ニ 抗ヲ煽動致シタノデアリマス、……争議ノ大衆行動ヲ煽動致シタノデアリマス、……暴力ニ依ル世界革命ヲ煽 デアリマス、……兵隊、 像シタト云フヤウナコトダケデハ、吾々本案ヲ審議スルニ於テ甚ダ困ルノデリマス、其検挙ニ漏レタ所ノ残党 実ヲ流布シテ暴力対抗ヲ宣伝シタノデアリマス、……共産党検挙ヲ暴力ニ依ツテ奪回スベキコトヲ煽動シタノ 最大盛儀ノ挙行ニ對シマシテモ、絶対反対ヲ唱道致シマシタ、サウシテ国體ノ変革ヲ盛ニ主張シタノデアリマ ○原国務大臣 ガ幾名アツテ、活動ヲ継続シテ居ル事実ハドウ云フ事実デゴザイマスカ、……秘密会デモ宜シウゴザイマスカ ○斉藤委員 此事実ヲ徹底的ニ御知ラセ願ヒタイト思ヒマス ……帝国議会、 事実ヲ具体的ニ御示シ願ヒタイノデアリマス、サウデナイト云フト唯活動ヲシテ居ルダラウト想 日本共産党ノ残党ガ如何ナルコトヲ致シマシタカト云フ概要ヲ申シマスト云フト、 府懸議会ヲ破壊スベキコトヲ主張シタノデアリマス、・・彼等ノ検挙ニ對シテ、 殊ニ支那派遣軍ノ攪乱ヲ煽動致シタノデアリマス、……支那派兵ニ對スル労働者ノ反 斯ウ云フ事実ガ現ハレテ参ツタノデアリマス、概括的ニ申シマスト斯様ナ事実ガ 彼等ハ・・・・ 虚構ノ事 即チ細

セヌ

デアリマスカ

○斉藤委員 ○原国務大臣 其犯罪者ハ直ニ検挙セラレタコトト思料致シマスルガ、悉ク検挙サレテ居リマスルカ 今日マデ全部検挙スルニ至リマセヌコトハ、 甚ダ遺憾ニ存ジテ居リマス次第デアリマス

○斉藤委員 「インターナシヨナル」ガ、東洋勤労者大学ノ日本留学生ヲ続々帰朝セシメテ、共産党組織準備拡大ニ従ハシ (政府ガ緊急改正ノ理由ノ―引用者)第二ノ事実トシテ挙ゲマシテ居リマスノハ、露国ノ第三

○原国務大臣 ムル所ノ情報ガ到達シタト云フコトデアリマス、……斯様ナ情報ハ何月何日ニ何処カラ出テ何処ノ役所ニ来タ ノデアリマスカ 情報ノ到達シタ所ハ内務省、 外務省デアリマスガ、 情報ノ出所ハ・・・・・、 是ハ此際申上ゲナイ方

○斉藤委員 ガ宜イダラウト信ズルノデアリマス 此共産党大学ニハ日本人留学生ト云フモノガ何人位居リマシテ、其人物ハドウ云フ者デアッテ、

学費ナドノコトハドウナツテ居リマスカ

カラ出テ居ルカト云フコトハ、是ハ今マデ調ベタ所ニ依リマスト、 ○斉藤委員 ○原国務大臣 此留学生ノ中デ何名位昨年帰朝スルト云フ情報ガアツタノデアリマスカ 政府ノ今マデ調ベタ所ニ依リマスト、 前後通ジテ四十四名アリマス、……ソレカラ費用ハ何処 第三「インターナショナル」カラ出テ居ル

○原国務大臣 秘密行動デ所謂潜入スルノデアリマスカラ、初カラ何名杯(ママ)ト云フコトハ申シテ参リマ

ヤウナコトハ何デモナイ事デアリマスガ、斯ウ云フ情報ガ入ッタ際ニ、内務省ハドイウ云フ處置ヲセラレタノ ○斉藤委員 僅カ十名ヤ二十名ノ留学生ガ露西亜ノ国境ヲ越エテ日本ニ入ル、之ヲ国境ニ於テ喰い止ント云フ

23 (221)

ニ潜入シタ者モ多数デアリマス、……大部分ガ検挙セラレテ居ル事情デアリマス ○横山政府委員(警保局長) 露西亜カラ帰ル途中デ捕ヘマシタ者モ数名アリマス、又途中デ分ラナイデ内地

○斉藤委員 此共産党大学ノ日本留学生デ、日本ニ帰ツテ来タノハ何名位デ、検挙セラレタノガ何名デアリマ

スカ

○斉藤委員 ○原国務大臣 ソレハ緊急勅令発付後デアリマスカ、又ハ発布前デアリマスカ 発布ノ前後二掛ケテ帰ツテ来テ居ルノデ、逮捕サレタノハ無論発布後デアリマス

○斉藤委員

群馬懸ノ岩鼻デアルトカ、 大正十二年ニモ十三年ニモサウ云フ主義ヲ以テ結社シタル者ガ名古屋デアルトカ、旭川デアルトカ、ソレカラ ○原国務大臣 共産主義運動ノ起リマシタノハ、大正十年ノ暁民共産党ト云フモノガ初メデアリマス、其後ニ 長野懸ノ下伊那デアルトカ云フヤウナ所ニ方々起ツタノデアリマス、其際ハマダ治

日本ニ於ケル共産党ノ過去ノ状態及現在ノ状態ニ付テ、……大體御説明ヲ願ッテ置キタイ

安警察法違反トシテ處分セラレタノデアリマス、ソレカラ其後ニ御承知ノ京都大学生事件、ソレハ昭和ニ年デ

ラレマシタ、 アリマスガ、大正十二年ニ旭川デ集産党事件ナドト云フ事件モ起リマシタ、大正十一年ニ日本共産党ト云フモ ノガアリマシテ、是ハ共産党ト云フ名称ヲ持ツテ居ル結社ガ出来タノデアリマスガ、是ハ大正十二年ニ検挙セ ソレデ逼塞シテ居ツタノデアリマス、其後大正十五年十二月四日に山形懸ノ五色温泉デ結党式ヲ

挙ゲマシタノガ、 今回ノ共産党事件デアリマス、 斯ウ云フコトニナツテ居ルノデゴザイマス

ニ付テ政府ノ御考ヲ大體承リタイ ○斉藤委員 政府ハ日本共産党ガ発生スルノハ、ドウ云フ原因カラ起ツテ来ルカ、ドウ見テ居ルノカ、 此原因

---\

○斉藤委員

者ガ成ベク生ゼヌヤウニスルト云フコトニ努メテ居ル次第デアリマス……

政府ハ露西亜ノ共産党大学ノ日本留学生ガ日本ニ帰ツテ、

共産党組織ヲスルト云フヤウナ風

○原国務大臣 政府ハ今日ノ所謂共産党ナルモノハ主トシテ第三「インターナシヨナル」ノ影響ヲ受ケテ出テ

来タモノト考へテ居リマス

大體控訴中デアリマシテ事件未済デアリマスカラシテ、 ○泉二政府委員 前刻斉藤サンカラ材料 ノ御要求ガアリマシタ、 記録全部ヲ提出スルコトハ一寸困リマス、……記録 此共産党事件ノ記録デゴザイマスガ、 是ハ今

部ノ提出御要求ダケハドウゾ見合セヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ被告人ノ住所、 職業、

……マダ公判ニ附サレナイ東京ノ者ハ、少クトモ氏名ダケハ御勘弁ヲ願ヒタイ、

是ハマダ秘密ニシテ置業、年齢調ベデアリマ

ĸ

スガ、

○斉藤委員 キタイト思フ 政府ハ此共産党ヲ防止スルニ付テ、 ....斯 ノ如キ団結ヲバ絶対的ニ根本的ニ防止スルニ付テ、

ウ云フ方法ヲ執ラレルノデアリマスカ、……治安維持法ヲ改正スルト云フヤウナ、斯ウ云フ一事デハ斯ノ如

事件ヲバ根本的ニ撲滅スルコトハ出来ヌ、……ドウ云フ方法ヲ執ラレルノデアリマスカ ヤウニ、我国ノ醇風美俗ニ合フヤウナ思想ヲ養成スルト云フヤウナコトノ為ニ、既ニ緊急支出モシ、 ○原国務大臣 ノ予算デモ請求シテ居リマス、其他各省ニ於テ……色々ナ施策ヲ致シテ居リマシテ、斯ウ云フ思想ニ感染スル 文部省、 内務省、 又其他ノ省ニ於キマシテ、学校ニ於ケル教育方面カラ詭激ナル思想ニ 又本年度

モ外務省ニ於テ分ツテ居ヌト云フ云フノハ何ノコトデアルカ アツタカラト云フコトデ緊急勅令マデ出シテ、此治安維持法ノ改正ヲ企テ、居ルノデハナイカ、

今日外務省ガ何ヲ為シツ、アルカト云フコトニ付テハ、此場合御説明 25

○森

(恪)

政府委員(外務政務次官)

然ルニ其事実

ヲ申上ゲラレナイト申シタノデアリマス

云フ政府ノ下ニ於テ治安維持法ヲ改正シヤウガ、緊急勅令ヲ百出サウガ、何ノ役ニ立ツモノデハナィ ○斉藤委員 外務省ニ於テハ何等マダ調べモ付カズ、方針モ定マラヌハ何タル怠慢ノコトデアリマスカ、 斯ウ

スルナラバ、ドウ云フ犯罪デアツテ、今日裁判所ニ於テ如何ナル程度マデ迎ヘテ居ルノデアリマスカ ○斉藤委員 政府ガ緊急勅令ヲ発布セラレマシタ後ニ於テ、 新二緊急勅令違反ガ現レマシタカ、 若シ現レタト

容ハ今申上ゲ兼ルノデアリマス、……新ニ組織シタノデハナイ、詰リ元ノ共産党ノ残党ニシテ緊急勅令ノ施行 ○原国務大臣 事犯ノ数ハ只今ノ所約四十人バカリアリマスガ、是ハマダ豫審中ニアリマスノデ、其氏名及内

テ日本共産党ノ手足トナツテ働イタ者ト云フノデアリマス

○泉二政府委員

(既存ノ結社デアツテモ―引用者)

其結社ノ為ニ指導者タル任務ニ従事スルトカ、

或ハ更ニ

後ニ引続イテ犯行ヲ為シテ居ル者ト、ソレカラ……露西亜カラ帰ツタトカ、

或ハ元カラ居ル共産主義者デアツ

○斉藤委員 (緊急勅令 ―引用者)発布後ニ於テ新ニ共産党ヲ組織シタ者ニアラザレバ、緊急勅令ノ効力ハ及

シイ法律ガ適用サレルト云フ解釈ヲ採ルノガ正当デアラウト考へテ居ルノデアリマス、……結社ノ行動ヲシタ 其結社ニ加入シタトカ、 トニナリマスト、 勅令発付後ニハ今度ハ結社ト云フ行為ハナイケレドモ、 行為ガ少ナクトモ連続犯的ノ内容ヲ持ツテ来ルノデアリマシテ、勅令発付後ノ行為ニ對シマ 或ハ其結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタトカ云フ者ガアレバ、ソレニ付テハ新 矢張其結社ニ伴フ所ノ活動ハヤッテ居ルト云フコ

シテハ新シイ規定ガ適用セラレルト解釈スルノガ相当デアラウト考へマス ○斉藤委員 僅カ十人ヤ二十人ノ(露西亜カラ―引用者)帰ツテ来タ者ガ一味徒党ノ大部分ガ検挙サレテシマ

デアリマスガ、

○原国務大臣

色々ナ事実ガ挙ツテ参リマシテ、 ソコハドウ云フ事ニナツテ居リマスカ

ノ承諾ヲ得テ、

○斉藤委員

ラレズシテ、尚ホ其行動ヲバ継続シテ居ルト云フ事ニナリマスルト云フト、是ハ結社ヲシタト云フ罪デハナク ナイト思ヒマスガ、 ツテ居ルノデアリマスカラ、彼等ガ組織シタ所ノ結社ニ新ニ加入シタト云フヤウナ事実ハ実際アリ得ベキ譯 如何デアリマセウカ、……其共産党組織ノ最初カラ関係シテ居ツタ者ガ、 当時カラ検挙セ

シテ、 ノデアルトハ解釈シナイ方ガ適当デアラウト考へテ居ルノデアリマス モ結局第 ○泉二政府委員 緊急勅令第一 一條ノ犯罪デアリマシテ、連続ト云フコトニナラウト思ヒマスガ、 結社ヲ組織シタ者ガ後ニ続イテ矢張指導者タル任務ヲ行フト云フコトニナリマスレバ、 條ノ末項ノ行為ヲ為シタル者ト云フコトニ該当スルカセヌカ 全部結社ト云フ方ニ吸収サレルモ

ソレ

正ノ必要ハ感ゼラレタケレドモ、 必要デアルケレドモ、 日デアリマスカラ、 識上カラ判断致シマシテ、斯ノ如キ大事件ガ検挙セラレテカラ五十日餘リノ間ニ於テ、 ノ必要ヲ認メラレテ特別議会ニ改正案ヲ提出セラレタ、其当時ノ政府ノ考デハ改正案ハー治安維持法ノ改正 ○斉藤委員 検挙セラレタノハ昨年ノ三月十五日デアリマシテ、 此間ニ於テ五十日餘リアルノデアリマス、 緊急ノ必要ハナイト云フコトモ御見込デアツタヤウニ思ヒマスガ、 緊急ニ改正スル必要ハナカツタト云フヤウナ事ハ、ドウモ常識上受取レヌノ 此間ニ於キマシテ政府ノ方デハ治安維持法改正 特別議会ガ閉会致シマシタノハ昨年ノ五月六 政府ガ治安維持法ノ改 是ハドウモ吾々ノ常

改正ヲ必要トスルト云フコトニ考ヘマシテ、緊急勅令ノ発布ヲ奏請スルヤウニナリマシタ次第デアリマス 誤ツテ特別議会ヲ延長セラル、途ヲ執ラレナカツタナラバ、 ……臨時議会ヲ召集シテ国民代表者 (225)

是デハ到底次ノ議会マデ待ツコトハ出来ヌ、

日モ早ク法律

所謂普通ノ立法ニ依テ、此案件ヲバ解決セラレント云フコトハ、政府トシテ執ルベキ立憲ノ常

道デアルヤウニ私ハ見受ケルノデアリマス、……此點ニ付テ御説明ヲ伺ヒタイノデアリマス

テ居リマスノデ、臨時議会ヲ召集セナケレバナラヌ場合デナイト認メテ居リマシタ為ニ、臨時議会ヲ召集シナ ○原国務大臣 次ノ議会マデドウシテモ待テヌ、今早ク拵ヘタ方ガ宜シイト云フ場合ガ定メテアルモノト考へ

カツタ、斯ウ云フ事ニ御了解ヲ願ヒマス、

刑ヲ科スルト云ウヤウナ規定ヲ設ケラレタコトハ、マダ外ニモアリマスカ ヲ召集スルコトガ、 アラウト私ハ見ルノデアリマス、……戦時ニアラザル平時ノ場合ニ於キマシテ、 達セラル、コトハ憲法ヲ運用セラル、上ニ於テ、現政府、 ○斉藤委員 荷モ日本臣民ニ對シ死刑ノ宣告ヲスルヤウナ法律ヲ拵ヘテ、而モ其場合ニ於キマシテ、 ……出来ル余裕ノアル場合ニ於テハ臨時議会ヲ召集セラレテ、立法ノ常道ニ依テ其目的ヲ 殊二政党内閣トシテ、ヤラレナクテハナラヌコトデ 緊急勅令ヲ以テ日本臣民ニ死 臨時議会

○原国務大臣 サウ云フ緊急勅令ハ出タコトガアリマセヌ

了解出来ルヤウナ説明ヲ煩シタイト思フ 見ルベキモノデアル、所謂思想上ノ内乱罪デアル、外患罪デアルト云フ此文句ヲ以テ、国體変革ノ実行者ト同 一ニ準ズルト云フコトハ、ドウシテモ私ハ刑ノ権衡宜シキヲ得タルモノデハナイ思ヒマスガ、之ニ付テ吾、 ○斉藤委員 少シク内容ニ入ツテ大體質問ヲシテ置キタイト思ヒマス、 ……大逆罪、 内乱罪、 外患罪ト同一ニ

○泉 モノト我ガ国體ノ上カラ見テ考へ(ママ)ベキモノデアリマシテ、殊二共産党事件等ニ現ハレマシタル実際 必要モアルダラウト思フノデアリマス、……而シテ国體変革ノ目的ヲ以テ致シマスル所ノ結社ハ、 フノデアリマシテモ、危険ガ著シイモノデアルト見マシタナラバ、其刑ハ既遂ト同ジヤウニ重イ刑罰ヲ科スル 一政府委員 実行トカ着手トカ云フヤウナ風ニ行カナイデ、未ダ予備陰謀ノ程度ニ止マル行為デアルト云 非常ニ重イ

テ居ラレタノヲ**、** 

関スルノデアリマス、……内乱罪ト比較シテ更ニ一層ノ御説明ヲ願ツテ見タイト思フ 之ヲ治安維持法ノ説明ニ引例サラレルト云フコトハ、間違ッテ居ルト思ヒマス、対照スベキモノガ此内乱罪ニ 事実カラ申シマスルト、……大正十四年ニ治安維持法ヲ制定スル当時ノ状況ト、 ク性質ノ違フ事件デアラウト考へマス、……国體変革ト皇室ニ對スル危害トハ全ク別ノモノデアルト考へル、 ○斉藤委員 トシテ取扱フガ宜シカラウト云フ見地カラ致シマシテ、死刑マデ科スルト云フコトニナツタ譯デアリマス 云フコトガ出来ルト思フノデアリマス、……内乱ノ予備陰謀ト云フモノヨリモ、モツト著シキ危険ノアルモノ 司法大臣ノ中ニ於テモ、 (刑法) 七十三條ノ大逆罪ト云フモノヲ引イテ居ラレマスルガ、 事態ガ著シク違ツテ居ツタト 是ハ全

デアラウト考ヘルノデアリマス 乱罪の予備陰謀ト此結社ト云フモノトヲ比較スルコトガ危険ノ実際ノ程度ノ上カラ云ウテ、一寸正当デナイノ ○斉藤委員 ○泉二政府委員 詰リ前内閣ノ時ニ於テハ、 内乱罪ノ要件ト、 治安維持法ノ犯罪ノ要件トヲ較ベマスト、大分違フ所ガアリマス、 危険ノ程度ト云フモノハ内乱罪ノ予備陰謀ト同 位 ノモノデアルト見 -----内

リマス ○斉藤委員 三千年来傳ツテ来テ居ル所ノ日本ノ国體ノ内容ガ、 微々タル白面書生若クハ一部ノ不平者ガ集ツ

現内閣ニナツテカラソレ以上ニ見ラレタルト云フニ過ギナイノデ、是ハ議論ノ岐レル所デア

誰人モ承服シ得ルモノデハナイノデアリマス、故ニ国體変革ヲ目的トスル結社其モノガ、斯様ニ恐ルベキモノ 思フノデアリマス、 響ヲ及ボスカ、 吹ケバ飛ブヤウナ、 政府ガ神経過敏ニナツテ緊急勅令ヲ出シテ死刑マデモシテ之ヲ防御スベキモノデハナイト私ハ 恐ルベキモノデアルトシテモ、 或ハ実行力ノ伴ハヌヤウナ結社ヲ起シタ所ガ、 議会ノ開会ガ待テヌト云フ焦眉ノ急ニ迫ラレタト云フ事ハ、 ソレガ日本ノ国體自身ニドレダケノ影 (227)29

制定セラレタト云フ事ニ付テハ、ドウモ政府ノ共産党ニ對スル見方ガ余程間違ツテ居ルノデハナイカト思フガ デアルト云フ政府ノ所見ガ、大局ノ上ニ於テ私ハ間違ツテ居ルノデハナイカト思フ、……斯ノ如キ緊急勅令ヲ

応スルダケノ事ヲシナケレバ刑罰ノ目的ハ達シ得ナイ、……目的ヲ達シ得ルヤ否ヤハ、是ハ別問題デアル、… レドモ、 達シ得ナイト云ツテ寛大ノ刑ニ處シテ置イテ宜シイト云フ譯ニハ行カヌダラウト思フ、何處ニデモ此事體ニ相 ○原国務大臣 ・日本ノ人心ヲ露西亜ト同ジヤウニ腐蝕シテ、国體ノ変革ヲ成就スルト云フコトハ出来ヌコトデアリマセウケ 其事柄ガ重大デアル以上ハ、相当ノ科刑ヲ設ケテ置クト云フコトハ必要デアルト、斯ウ云フ風ニ考へ 日本ノ国家ニ取リマシテ非常ナ重大ナ事件デアリマスル以上ハ、此危険性ニ對シテハ、

テ居リマス

スガ、 マス、 事実其モノヲ総合シテ、ソレニ相当スルダケノ刑罰ヲバ規定シテ居ルノデアリマスカラ、 ラウト思ヒマス、若シ目的ガ悪イカラ悉ク死刑ニ處スルト云フナラバ、内乱罪ニ関スル目的モ、外患罪ニ関ス 事実ト相俟ツテ犯罪ト云フモノヲ構成シ、其事実ニ相当スル所ノ刑罰ヲ科スルト云フノガ、 モノモアル、 ル目的モ、皆悪イノデアリマスケレドモ、其中ニ於テモ死刑ヲ科スル所ノモノモアレバ、無期刑ヲ科スル所ノ ○斉藤委員 唯目的ガ悪イカラ、ドンナコトデモヤツテ宜シイト云フコトハ議論ニナラヌ、……此共産党ノ事件ニ付 此刑罰ヲ見マスト、裁判所ノ方ニ於テハ、左程重イ情状ノモノト見テ居ラヌラシイノデアリマス、治安 或ハ一年位ノ體刑ヲ科スルモノモアル、斯ウ云フヤウニ罪ニ對スル刑罰ト云フモノハ、皆目的ト 目的ガ悪イト云フコトニ付テハ誰モ異議ハナイ、 審ノ判決ガ済ミマシテ、ソレ、レ刑罰ガ科セラレテ居リマス、茲ニ手ニ致シマシタ表デアリマ 併ナガラ此目的―其目的ニ副フ所ノ行為、 此點ガ即チ争デアリ 刑事法ノ骨子デア 即チ

シタ、 シタ者ハーツモナイ、 モ此事件ノ性質ニ照ラシテ私ハ必要ナイヤウニ思フノデアリマス 裁判所ニ於キマシテハ、アレダケノ共産党事件ヲバ検挙シテ、サウシテ独立ノ裁判所ガ裁判シタ結果、 維持法ニ依リマシテモ、十年ノ懲役ハ科スルコトガ出来ルノデアリマスガ、六七ノ裁判所ニ於テ判決ガアリ 人シカナイ、 一ツアリマシテ、六年ガ四名アリマシテ、全部デ八十八名ノ中ニ於テ、五年以上ノ刑罰ト云フ者ハタツタ五 其判決ノ結果ヲ見マスト、大體軽イモノデ、十年九年ノ體刑ト云フモノハ一ツモナイ、 五年若クハ其以下ノ者ガ八十二人デアツテ、其中二十七人ハ執行猶予ニナツテ居ルノデアリマス ……サウ致シマスト、何モ十年以下ト云フ體刑ヲ、 一躍シテ死刑ト改メル必要ハ、ドウ 八年ト云フノガ 極刑ニ

改正スル必要ハナイノデアルト、サウ云フ風ニハ考へテ居ナイノデアリマス ○原国務大臣 政府ハ只今斉藤君ガ仰セニナルヤウナ、一審ノ判決デ十年ヲ言渡シタ事件ガナイカラ、

共産党事件の刑事裁判でそんな重い判決が出ていないにもかかわらず何故、

法改正して一挙に死刑を規定する

ニアルカ、 コトヲ明言シテ戴キタイト云フコトヲ希望スルノデアリマス」等というものであった。また、 ~傾向ガアリハセヌカト思フ、 他方、 かという斉藤の批判はさすがに鋭いもので、 如キ兇悪ナル目的ノ有スル反国家的性質ヲ帯ビテ居ル所ノ団體ガ我帝国ノ内ニ出現シテ来ルト云フ原因 中谷ノ質問は(31) ……ドウモ西洋ノ新シイ経済学説ト称スルモノニ心酔シタ結果、サウ云フ事ニ感染スルノデアルト云 「此法ヲ制定スルニ至リマス所ノ理由ガ、 ……大学制度ノ一大失敗デアリ、 政府からは反論らしい反論は示されなかった。 共産革命ヲ未然ニ防グト云フ意味デアル 大学制度の一大欠陥デアルト言ハナケレバナラ 横山の質問も (32) 『ハ那邊 ト云フ

此點ガ私ハ一番憂慮スベキ點デアツテ……」等というものであった。ちなみに、横山は、

前述したように、

東京弁護士会会長も努めているが、「大学の自治」「学問の自由」についての認識は右のようなものであった。 これらと大きく違ったのは内ケ﨑の質問で、次のようなものであった。(33)

当選シテ居ルダケデゴザイマテ、……是ハドウ云フ譯デアルカト云へバ、主トシテ是ハ国民ノ常識ガ発達シテ居 トハ必要ダト思フノデアリマス イヤウニ致シテ居ルノデアリマス、……我国ノ所謂危険思想ニ對スル態度モ、英吉利ヲ矢張参考ニスルト云フコ 主義ヲ圧迫セズトモ、共産主義ニ對シテ自分デ以テ判断スルカラシテ、共産党ヲシテ政治上ノ勢力ヲ輿ヘシメナ 組織シテ居ツテ、現二三千人ノ会員ヲ英吉利ニ有シテ居ル、併ナガラ、……タツタ一人ノ印度人ガ共産党トシテ 利ノ遣方は暖簾ニ腕押デアル、……思想トシテハ共産主義ハ英吉利ニ於テハ少クトモ圧迫ヲシナイ、又共産党ハ 斯ウ云フヤウナ固キ信念ヲ持ツテ来ル所ノモノヲ、 又国民ガ自ラ大英帝国ヲ維持シナケレバナラヌト云フコトヲ、深ク自覚致シテ居リマスルガ為ニ、……共産 此方カラ厳重ニ處分スルナラバ、却テ反抗シテ来ル、

見テ……及ボス影響ノ如何ヲ考ヘマシテ、或ハ之ヲ禁止シ、或ハ之ヲ社会ノ内ニ流通セシメルコトヲ止メル積リ というもので、 流布スルコトヲ防止スルコトニ付テ、内務省ノ検閲方針ガ或ハ寛デナイカ、或ハソレヲ改正スル意思アリヤ」等 二〇日の委員会では、中谷、比佐昌平、勝田永吉、内ケ﨑の各委員から質問がなされた。ただし、これに対し政府委員から答弁がなされるということは時間の関係で一九日の委員会ではなかった。 一〇日の中谷の質問のポイントは「新聞若クハ出版物ノ検閲方針ガ、共産主義其他ノ危険思想ヲ青少年ノ内ニ(36) これには「渡りに船」で、横山政府委員 (内務省警保局長) から「形式ニ捉ハレズ、実質上カラ

政府委員からは

ίν

. 観念ヲ捉ヘルコトガ出来ナカツタノデアリマス」という指摘が繰り返しなされているが、

「明確ニ御答スルコトハ甚ダ困難ナ問題デアルト思ヒマス」、「何回申上ゲマシテモ、

アリマス、……政府ニ於キマシテハ、是 (出版法―引用者)ノ改正ノ必要ヲ認メマシテ、目下鋭意調査ヲシテ居

リマス」等と答弁された。

マス」ということを述べて進められた。質問の内容は、 之ヲ悪用サレルト云フ憂アルト云フ意味ニ於キマシテ、私ハ厳格ナル意義ヲ是ヨリ御伺致シタイト思フノデアリ フコトニ付テハ、……其適用ノ内容ト適用ノ範囲ト云フモノヲ含メテ余程厳格ニシテ置カナカツタナラバ、 義ヲ持ツテ居ル者デアリマス、殊ニ此度死刑ト云フモノヲ含ム案ニ改正サレマシテ、茲ニ是ヨリ適用サレルト云 連日委員ト政府委員トノ間ニ質問応答ヲ重ネタノデアリマスケレドモ、未ダニ私ハ其解釈 比佐ノ質問は、冒頭で「治安維持法ハ、初メテ去ル五十議会ニ提案セラレタ場合ニモ、(37) 次のようなものであった。 私ハ委員ノ一人トシテ ノ内容ニ付テ幾多ノ疑

本ノ政治運動ヲシタナラバ其関係ト本法トハドウ云フコトニナリマスカ」 デ国體変革ニ這入ルカ」、「土地国有、電気国有、 スカ」、 以外ノ者ガ軍備縮小、 段ヲ以テ建議ヲ為サルトカ、 フコトハ、矢張国體ノ変革ト云フ意味ニ入リマスカ」、「議院ガ議員ノ職権トシテ為シ得ルヤウナ、……適法ナ手 委員会の質疑について、 「本法律ト天皇竝ニ皇室ニ関スル危害罪トノ関係」、「天皇ノ大権、 「憲法改正ヲ主張スル結社ナラバ、此法ノ適用ヲ受ケルノデスカ」、「憲法変更ノ場合ニ於テ、 或ハ軍備全廃ヲ唱ヘル、……斯ウ云フ風ナコトニ對シテハドウ云フヤウナ御見解ヲ執リマ 比佐から「(治安維持法制定ニ係ル―引用者) 連日ノ質疑応答ニ對シマシテモ、 上奏為サルトカ、サウ云フ議員ガ為シ得ルコトヲスルコトハ問題ニナルカ」、「議院 其他色々ノ事ヲ政党ガ掲ゲテ、而シテ之ヲ新主張トシテ今後日 此天皇ノ大権ヲ縮小スル或ハ制限スルト云 ドノ程度マ 明

これに対しても、

同ジコトヲ

繰返スヨリ外ニ仕方ガアリナセヌ」等の答弁が繰り返されている。

明確な解釈を提示することは困難で、また、柔軟な適用を確保するためには議員が求めるような「厳格な解釈規 府としては、 治安維持法と同様、その改正案についても、その構成要件があまりにも漠然としているために

難デアリマス」等と答弁されただけであった。 準」を前もって提示することは得策でないと考えられたことによるものといえようか。 マスガ、 何デアリマスカ」、「此緊急勅令ヲ御出シニナリマシタ結果、緊急勅令は如何ニ働キマシタカ」等というものであっ 現在ノ立憲国ノ政情ニ於キマシテ、穏当且適切ナル處置デアルト私ハ信ズルノデアリマスガ、政府ノ御所見ハ如 しかし、後者についても、政府委員からは 8田の質問は「今回ノヤウニ臨時議会ヲ召集スル余裕ガアル場合ニ議会ヲ召集セラレテ之ヲ決スルト云フノガ、(38) 緊急勅令ガ出タガ、ドウ云フ効果ヲ生ジタカト云フコトハ、積極的ニ事実ニ依テ証明スルコトハ頗ル凩 「刑事法ノ目的ハ、犯罪ヲ防グノガ目的デアルト云フコトデアリ

ガ、恐クハ私共トシテハ、完全ニ斯ウ云フ意味ノ憲法改正ハナイモノデアルト確信シテ居ルノデアリマスガ」と であって、自党には「関係がない」というものであった。この判断が過ちであったことは後日、 答弁されている点である。たとえ政党 ガ出来ナイ、又国體ヲ変革スルノニハ、合法的ノ方法ハナイト吾々ハ考へテ居リマス」という勝田の質問に対し たとしても、その政党 〔議員〕活動に対する厳しい規制についても「護憲三派」等の受け止めは、それは無産政党等に向けられたもの ただ、勝田の質疑で見逃すことができないのは、「国體ノ変革ト云フコトハ、吾々トシテドウシテモ忍ブコト 泉二政府委員が「只今御話ガアリマシタガ、憲法改正ナド、云フ適法ノ手段ガアレバト条件附デ申シマシタ (議員) も治安維持法の適用対象になると明言されているからである。このような政党 (議員) がその政党 (議員) 活動として憲法改正の運動を行った場合であっ 強烈な形で証明

されることになる。

内 .ケ﨑の質問で注目されるのは治安維持法の改正で新たに死刑が規定されたことについてである。(ヨ)

質問されている。

刑ヲ御定メニナツタ譯デゴザイマスカ 善ノ機会ガアルノデハナイカト思フノデゴザイマスガ、サウ云フコトヲ御考慮ニナリマシテ、此死刑ト云フ極 レドモ、主トシテ学校ニ関係ノアル青年ナドデゴザイマスカラ、或ハ藉スニ時日ヲ以テシマスナラバ、改過遷 ニ於テハ、殊ニ之ハ青年ノ運動デアリマシテ、労働者等ニ於キマシテモ、之ニ共鳴シテ居ル者ガゴザイマスケ マス、殊ニ欧羅巴大陸ノ国々ニ於テハ、敷十年前ヨリ死刑ヲ廃止シテ居ル所モアルヤウデアリマス、……我国 近代世界ノ最モ進歩シタル刑法学者ノ間ニ於テハ、死刑ヲ廃止スルト云フ方ニ意見ガ傾イテ居ルヤウデアリ

であった。長くなるが、この質疑も紹介することにしよう。ポイントは次のようなものであった。 コトガ、一番国民ヲ警戒スルニ適当ナモノデアルト考へテ居ルノデアリマス」という原司法大臣からの答弁に対 テ採用シテ居ルノデアリマスカラ、 一三日の委員会は、水谷の質問でかなりの時間が費やされた。この質疑も斉藤のそれに匹敵する本質的なもの、内ケ崎も「司法大臣ノ御説明デ、大體了解致シマシタガ、……」として引き下がったからである。 しかし、この論点がそれ以上深められるということはなかった。「此政策 随テ本案ノ如キ事態ノ重大ナルモノニ對シテハ極刑ハ死刑マデ行クゾト云フ (死刑--引用者)ハ我国ノ刑政トシ

リマスカ、ソレトモ彼等ガ謂ウ所ノ大衆行動ニ現ハレタ所ノ諸結果ヲ総合シテ、斯云フ推断ヲ為サレタモノデ マス、……此理由ハ所謂日本共産党ガ発シマシタ所ノ指令ノ文書ヲ材料ニシテ、斯ノ如ク推断サレタモノデア ○水谷委員 原司法大臣ノ治安維持法改正ノ理由ト致シマシテ、大體十ノ理由ヲ曩ニ挙ゲラレタト承ツテ居リ (234)

アリマスカ、其點ヲ伺ヒマス

ニ関シテノ大臣ノ御所見ヲ承リタイト思ヒマス ○原国務大臣 文書ニ依テ煽動ヲスルト云フコトハ実行運動ヲ促スコトデアリマスカラ、……之ヲ取締ラナケ ○水谷委員 ○原国務大臣 文書ノ上デ斯ウ云フコトガ現ハレテモサウ大シテ危険ヲ感ズルトハ思ハナイデアリマスガ、 日本共産党及其系統ニ属スル者ノ発行シタ文書ニ依テ認メタノデアリマス

○原国務大臣 ○水谷委員 其当時是等ノ文書ニ依テ大衆行動ガ起ル機運ガアツタト御察シニナツタノデアリマスカ 彼等ノ煽動誘発ニ陥ツテ、国家ノ治安ヲ害スル者ガ増加シテ来ルト云フコトヲ見タノデアリマ

レバナラヌト思ヒマス

○水谷委員 私ノ聞キマシタ所ニ依レバ、支那派兵ニ對スル反対運動デアリマスガ、……所謂水平社同人ノ青

○原国務大臣 ……其他ニ何カアツタノデアリマスカ、 其浸透シタト云フ事実ガ発生スル前ニ事実ヲ防グコトガ必要デアリマス

年闘士ト言ハレテ居ル人ガニ、三人、支那派兵反対ノビラヲ撒イタト云フニ過ギナイコトニナツテ居リマスガ

○水谷委員 治安維持法緊急勅令ノ制定理由トシテ挙ゲラレタ十ノ理由ハ、主トシテ文書ノ上ニ現ハレタモノ

デアルト承ツテ宜イデセウカ

○水谷委員

○水谷委員 当局ガ今植エラレテ居リマスヤウナ結果ガ我ガ日本デ発生スルト御考ニナルノデアリマセウカ

○原国務大臣 彼等ノ活動ヲ看過スルコトハ容易ナラザル結果ヲ起ス虞ナシトセズト見タノデアリマス

ト|云フコトヲ聞イテ居リマス、……若シソレ程御心配ニナルナラモツト早ク検挙シナケレバナラナカツタト思 ○水谷委員 日本共産党ガ出来タト云フコトヲ知リナガラ、モウ少シ見テ居テ……ト云フヤウナ態度ヲ取ツタ

ヒマスガ、其點ヲ伺ツテ置キマス

ツタノデアリマス ○原国務大臣 政府ハ甚ダ手抜リデアツタカモ知レマセヌガ、 (日本共産党ノ活動ヲ―引用者) 全ク知ラナカ

リマセヌカ、 其點ヲ伺ヒマス

○水谷委員

共産思想ガ這入ル余地ガアル程、

現在ノ社会組織ニ関シテ何等カノ欠陥アリト大臣ハ御認メニナ

○水谷委員

サウ云フ国

(亜米利加、

英吉利―引用者)ニ於キマシテ、今日共産党ト云フモノガ厳トシテ存在

○原国務大臣 如何ナル社会組織ニ於テモ欠陥ハアルト思フノデアリマス

シテ居ルト云フ事実ニ関シテ、大臣ハドウ云フ御考ヲ懐イテ居リマスカ

○原国務大臣 私ハ之ニ對シテソレ以上ニ御答スル必要ハナイト思フ

我ガ日本ニ共産主義運動ガ起リ、共産党ノ発生スル原因ガアルデアリマセウカ、アルトシタナラ

バ、ソレハドウ云フ點デアルカト云フコトヲ御説明願ヒタイ

○原国務大臣 第三「インターナショナル」ノ影響ニ依ルモノト私ハ考へテ居リマス

○横山政府委員 ○水谷委員 共産運動ガドレダケノ害毒ヲ現在其国家ニ輿ヘテ居ルカドウカ 御質問ニハ中々御答スルコトガムズカシカラウト思ヒマス

マス

社ニ這入ツタカラト云ツテ直グニ死刑ダ、直グニ十年ダ、 国ニ於キマシテモ諸外国ト同様ニ、共産党ヲ公認スル方策ニ出ラレル意思ハナイカドウカト云フ點ヲ御尋致シ ○水谷委員 外国ニ於キマシテハ共産党ト云フモノガ所謂官許党トシテ認メラレテ居ル、少クトモ共産党ノ結 直グニ無期ダト云フヤウニハナツテ居ナイ、

思ヒマス ○水谷委員 ○原国務大臣 日本ノ今共産党ガ目標ニシテ居ルヤウナ目標、 政府ハ(共産党ノ公認ニハ―引用者)絶対ニ反対デアルト云フコトヲ御答スレバ足ルダラウト サウ云フヤウナモノハ到底実現出来ナイ、

デアリマス、其點ニ関シテ更ニ大臣ノ御答ヲ煩ハシタイト思ヒマス 来ナイガ故ニ吾々ハソレ等ノモノヲ直グ改メテ死刑ニシ、或ハ其他ノ厳罰ヲ以テ臨ム必要ハナカラウト思フノ 実現出

○水谷委員 ○原国務大臣 結社ニ加入スル、結社ニ加入スルダケデハマダ思想ノ範囲デアツテ、実行ノ区域ニハ入ツテ居ナ 実行出来ナイカラト云フ事柄ニ依テ取締ヲセナイト云フ譯ニハ行カヌノデアリマス

ヤウナ連中ハ、……直グニ直接行動ニ出ルト云フヤウナ結果ニ私ハナラウト思フ イ、サウ云フ者ヲ直グ死刑ニ處スルト云フヤウナコトニナレバ、……共産党ヲ組織シタリ、共産主義ヲ奉ズル

トニナルモノト政府ハ見テ居ルノデアリマス ○原国務大臣 結社ハ即チモウ既ニ実行行動ニ入ツタ、此目的ヲ達スル第一歩ニ踏ミ込ンダ、……斯ウ云フコ

ノナラバ、別ニ治安維持法ヲ造ル必要ハナイ、 ○水谷委員 若シ司法大臣ノ其御考ナラバ、ソレハ結社ヲ組織シ、 出版法、 新聞紙法、 治安警察法其他ノモノヲ改正シテモ其目的 細胞ヲ造リ、文書ヲ出スサウ云フヤウナモ

ハ達スルト思フ

(236)38 ○水谷委員 ○泉二政府委員

○泉一 リマス

一政府委員

スカ

○原国務大臣 貴方ノ御意見ハ初カラ治安維持法ハ全然要ラヌト云フ御意見デアリマシテ、私ノ意見トハ違フ

ノデアリマスカラ、 何度御回答ヲシテモ結局同ジコトニナルト思ヒマス

併ナガラ苟モ一国ノ同ジ国民ヲ死刑ニ處スルト云フヤウナ場合ニ於テハ、治安維持法ナラ治安維持法ト云フモ ○水谷委員 勿論無産政党ハ今日左翼、中間、 右翼ト問ハズ、治安維持法ト云フモノニ絶対反対デアル、……

○水谷委員 ノヲ必要トシナイト云フ反対論ヲ、当該大臣ニ十分私ハ聴イテ貰フ必要ガアラウト思フ 共産主義ヲ奉ジナクテモ、所謂 「フアシズム」ヲ奉ジタ団体ニ於テサウ云フ目的ニ出タ場合ニ於

所謂治安維持法トノ其関係ヲ御尋シタイ

○原国務大臣 無論是デ罰スルノデス

○水谷委員 ||引用者) 所謂俗ニ謂ハレテ居ル所ノ外郭ヲ取締ル所ノ規定ト解釈シテ宜イノデアリマスカ、如何デアリマ ソレデハ(改正サレムトスル治安維持法第一條ノ 「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者

共産党カラ「ベルト」ヲ掛ケラレテ、 サウ云フモノモ矢張此中ニ這入リ得ルモノダト思フノデアリマス 指令ヲ受ケテ働ラクト云ウヤウナ場合ニ、

其大衆団體

此

所謂結社遂行ノ為ニ行為ヲ為シタル者ト云フコトニ當嵌ルカドウカ、之ヲ伺ヒタイ

共産党ノ指導ノ下ニ於テ、サウイウ行動ヲスル者ハ総テ此一條ニ這入リ得ルモノト考ヘテ居

○水谷委員 単二影響下二置カレテ居ルト云フ言葉デ言ヒ表シテ宜イカ……

只今御質問ノヤウナ場合ガアレバ、ソレモ第一條ニ這入ルノデゴザイマス

○泉二政府委員

(237)

……ソレデモ宜イノデサウカ

出来マセヌ、 受ケテ居ル、……サウ云フヤウナ者ヲ認定ノ上デヤツテ来タ場合ニハ、左翼団体ハ一日モ存在スルスルコトハ 党運動デアラウト、 ○水谷委員 今日ノ所謂経済組織ニ於キマシテ、左翼ト名ケテ居ル者ハ、ソレガ労働組合運動デアラウト、 全部引掛カル、 必ズ若干ノソレゾレノ程度ニ於ケル所ノ共産主義ノ理論、 私ガ本会議ニ於テ治安維持法ト云フモノハ、名ヲ共産党征伐ニ藉リテ、 共産党ノ影響ト云フモノヲ必ズ 実ハ左翼 政

運動ヲ征伐スルモノデアルト言ッタノハ此處デアリマシテ、ソレガ今泉二政府委員ノ答弁ニ依テ明ニサレタ、

ケレバナラヌノデアリマス、一日モサウ云ウ団体ノ存在ヲ此法律ハ認メルコトガ出来ヌノデアリマス、 上ゲテ宜シ(ママ)イト思フノデアリマス ○泉二政府委員 - 只今ノ左翼運動ノ総テヲ弾圧スルコトニナリハセヌカト仰ルケレドモ、サウハナラナイト申 ○泉二政府委員 推定デハ無論イケマセヌ、……明白ニサウダト云フ証拠ガ上リマシタナラバ、法ハ処罰シナ

ト思フノデアリマス、……サウ云フ場合ニ於テ、此問題ノ結社ノ目的遂行ノ為ニ或ル行動ヲ為シタル者ト云フ ○水谷委員 ノハ、其何レニ該当スルノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒマス 大體共産党ガ公認サレナイ場合ニ於テ、共産党ト左翼運動トノ関係ト云フモノハ、二通リアラウ

デナケレバナラナイ、 用ガアルカ否カヲ決スルト云フコトヲ申上ゲルヨリ外ニハ説明ノシヤウガナイト思フノデアリマス ○水谷委員 ○泉二政府委員 私ハ原則トシテーツノ問題ヲ提起シタノデアリマス、従テソレニ對スル答弁ハ矢張原則的ノ答弁 ソレハ各場合ニ付キマシテ、……具体的ノ事実ニ付テ判断シテ、ソレニ依テ治安維持法ノ適 各場合ヲ予想スレバ、左翼団体バカリデハナイ、 右翼団体モ治安維持法ニ引掛カリ

間団体デモ治安維持法ニ引掛カリマス

○泉二政府委員

○水谷委員

ウカ

○水谷委員

受ケル、サウ云フ意識ノナイ団體ハ治安維持法ノ適用ニハ掛ッテ居ナイト、斯ウ云フコトニ申上ゲテ宜カラウ ○泉二政府委員 共産党ヲ意識シテ、サウシテ同ジ其「ベルト」ヲ掛ケテ行動スル団體ハ治安維持法ノ適用ヲ

ト思フ

ル人ガ罰セラレテ居ル、……其法的根拠ハ何處ニ在ルカト云フコトヲ御尋致シマス ○水谷委員 ノダト私ハ思フ、所ガ此度ノ日本共産党事件ノ裁判ヲ見マスルト、党員以外ニ多クノ外郭団体ト称セラレテ居 今度新ニ改正サレルト云フ法律ニ於テ共産党ノ外郭ト云フモノガ罰セラレル規定ハ始メテ出来ル

○泉二政府委員 是ハ申上ゲル必要モナイコトデアリマセウ、……勅令発布前ニ於テハ、ソレ等ノ行動ハ二條

三條ニ當ルモノデアルト解釈シテ宜カラウト思フテ居ル、裁判所モ多分其意味ニ於テ法律ヲ適用シテアルダラ

レテ居ル、サウ云フコトニ對シテドウ云フ御考ヲ持ッテ居ラレルカ

地方ノ所謂党員ダケヲバ独立シテ分離裁判ノ下ニ罰スルト云フヤウナコトハ実際可能ナモ

協議トカ煽動トカト云フヤウナモノハ私ハドウシテモ當ラナイト思フガ、

ソレガドンドン罰セラ

ノカド

ウト思ヒマス

○水谷委員

萬世一系ノ天皇ノ完全ナ統治権ニ對シテ兎角ノ批判或ハ実質的ニ兎角ノ変動ヲ企テムトシタ者ハ、 ソレハ法律上少シモ差支ナイコトデアリマス

総テ全部治安維持法第一條ニ引掛カルト解釈シテ宜シウゴザイマスカ

○水谷委員 ○泉二政府委員 治安維持法ノアノ私有財産制度ト云フ概念ト、是マデ我日本ノ法制ニ現ハレタ所ノ所有権ト云フ 今新シク御答ヲスルコトハナイノデアリマス

41 (239)

概念ト、ドウ云フ工合ニ違ツテ居リマスカ

○泉二政府委員 既定ノ法律デ認メテアル観念デアリマスカラ、 然ルベク何卒水谷君達ノ方ニ適当ナル解釈ヲ

ツ輿へテ下サレバ宜イダラウト思フノデアリマス

事項デアリマスレバ、ソレハ帝国議会デ以テ、是デ分ルモノトシテ出来テ居ルノデアルカラ、其程度デ満足シ ○泉二政府委員 何レデアルト云フコトヲ御答スルコトガ出来ナイコトモ随分アルダラウト思ヒマス、併シ法律ニナツテ居ル 色々ノ法律ニ非常ナ難解ノ所ガアル、 其難解ノ所ハ、 ドウモ政府委員ト雖モ難解デ、 ハッキ

テ貰ウコトガ適當デアルト思フノデアリマス

背後二ハ多クノ無産大衆ガ在ルト云フコトヲ御考願ヒマシテ、モウ少シ慎重ナル御答弁ヲ願ヘレバ幸福ダト思 ○水谷委員 既成政党ノ人々トハ比較ニナラヌ程、密接ナル関係ニ置カレテ居ル所ノ無産党議員団ガ在ル、 其

○泉二政府委員 実ニムヅカシイ問題デアリマスカラ、今茲デ私共ガ意見ヲ申上ゲタ所ガ、 御満足ヲ得ルヤウ

ナコトニハナルマイ

ヒマス

○水谷委員

現在ノ私有財産制度ノ中、

生産手段ダケヲバ、

包括的ニ全部国有ニスルト云フ運動ヲ起シ、

サウ

云フ制度ヲ作ルト云フ実際運動ヲ起スト云フノガ、治安維持法ニ引掛カルカドウカ

○泉一 一政府委員 (適法ナル手段ヲ以テ―引用者) 若シサウ云フコトガ出来ルトスレバ、……サウ云フモノハ

犯罪ニナラナイ

力

○水谷委員 何故モウ一段進ンデ御親切ニ、此法文ノ中ニ暴力トカ何トカ云フ文字ヲ附加ヘナイノデアリマス 者ガアツテモ宜イ、

○水谷委員

散ヲ命ジタノデアリマス

モ宜イ、

○泉二政府委員 近頃ノ立法ト致シマシテハ、……ソンナ文字(不法ト云フ文字―引用者) ハ使テ居リマセヌ、

矢張刑法三十五條ノ適用ガアルト云フコトハ明白ト思フ ○水谷委員 此度共産党事件ガ勃発サレマシテ、其中ノ有力ナル被告或ハ数カラ言ツテモ学校関係並ニ学生ガ

非常二多カツタト云フコトデアリマスガ、其事実ニ関シテ山崎氏(文部政務次官―引用者)ハドウ云フ御考ヲ

持ツテ居ラレマスカ

○山崎政府委員

○山崎 (達之輔) 政府委員(文部政務次官)

○水谷委員 頭ノ良イ所ノ多クノ学生ガ、運動ニ従事スル原因ガ何處ニアルト御考デアリマスカ 是ハ誠ニ痛嘆スベキ事デアルト思ヒマス

官等ニ對シマシテ、若干ハ辞職ノ結果ヲ見ルト云フコトニ相成ツタノデアリマス

従来考へテ居リマス態度トハ少シ態度ヲ変ヘマシテ、御承知ノ通リニアノ事件以後大学ノ教

○山崎政府委員 京都大学デ申シマスレバ、社会科学研究会、東京大学デハ新人会、斯様ナモノニ對シテハ解

私等ハ寧ロ大学ニ於テハ「マルクス」主義ヲ信奉スル学者ガアツテモ宜イ、或ハ其他反動的ノ学

テソレデハ今ノ是等ノ大学生ガ「パン」ヲ求メテ斯ウ云フ運動ニ這入テ来ルト云フコトハ、 シメル方ガ寧ロ学生ヲシテカラニ正シキ道ヲ歩マス所以デアラウト思ヒマス、……大学ヲ出レバ失職スル、 ソレ等ヲ全部大学ニ集メテ、サウシテ自由ニ学生ニ講義セシメ、学生ヲシテ自由ニ選択セ 常識カラ考へテモ

可ナリアルベキコトダト思フ、……大学卒業生ノ特権ガ殆ド剥奪サレタヤウナ現在ノ社会状態ニ於テハ、能ク 其事情ニ応ジ色々研究シ、其原因ガ奈邊ニアルカト云フコトヲ研究サレル為ニハ、 左傾教授モ宜イ、 右傾教授

反動教授モ宜カラウ、サウ云フ者ニドンドンヤラセルノガ、寧ロ斯ウ云フ現象ヲ除クニ宜イト思フガ、

43 (241)

之ニ関シテ山崎サンノ御説明ヲ願ヒタイ

○山崎政府委員 貴方ノ御考ト私共ノ考トノ間ニハ、相当ノ距離ガアルノデアリマス

……実際運動ヲ可ナリヤツテ居ル、サウ云フ現状ニ對シテ、文部當局ハ眼ヲ閉ツテ居ラレルノデアリマスカ ○水谷委員 大学ノ教授ノ中ニハ、共産主義以外ニ「フアシズム」ト申シマスカ、一種ノ反動思想ガアツテ、

○山崎政府委員 思想ガ右ナルガ故ニ、乱暴狼藉ヲヤツテモ之ヲ看過スルトカ、或ハ之ヲ奨励スル、左様ナ考

ハ毛頭持チマセヌノデアリマス

○水谷委員 今文部省デ各大学新聞ノ調査ヲ秘密裏ニヤツテ居ラレルト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、 ソレニ

ハ何カ根拠ガアルノデアリマスカ

○山崎政府委員 私ハ知リマセヌガ、……能ク其邊ハ調ベテ置キマス

本年モ或ル帝国大学デハ左傾思想ニカブレテ居ル者ノ入学ヲ全部拒否スルト云フ決議カ(ママ)

○水谷委員

申合セラシタト云フコトデアリマスガ、本当デアリマセウカ

○山崎政府委員 本人ノ人物其他ニ付テ考査ヲスルト云フコトハ、是ハ一向私共差支ナイコト、思フノデアリ

マス

このような質疑であったが、留意しなければならないことの第一は、これによって「共産党の外郭団体

スル行為ヲ為シタル者」ハ―引用者)所謂俗ニ謂ハレテ居ル所ノ外郭ヲ取締ル所ノ規定ト解釈シテ宜イノデアリ の取締り、 ·明らかになったという点である。「ソレデハ(改正サレムトスル治安維持法第一條ノ あるいは水谷の表現を借りれば「名ヲ共産党征伐ニ藉リタ左翼運動ノ征伐」という法改正の意図がよ 「結社ノ目的遂行ノ為ニ

(242)44

質問に対して、 矢張此中ニ這入リ得ルモノダト思フノデアリマス」、「只今御質問ノヤウナ場合ガアレバ、ソレモ第一條ニ這入ル ナイト申上ゲテ宜シ(ママ)イト思フノデアリマス」と一応、 マスカ、 、デゴザイマ」等と答弁されているからである。 如何デアリマスカ」、「単二影響下二置カレテ居ルト云フ言葉デ言ヒ表シテ宜イカ……」等という水谷の 泉二から、 「只今ノ左翼運動ノ総テヲ弾圧スルコトニナリハセヌカト仰ルケレドモ、 断りが入れられているものの、「サウ云フモノモ サウハナラ

シヤウガナイト思フノデアリマス」等といった答弁である。 事実ニ付テ判断シテ、 併シ法律ニナツテ居ル事項デアリマスレバ、ソレハ帝国議会デ以テ、是デ分ルモノトシテ出来テ居ルノデアルカ 委員ト雖モ難解デ、 な答弁が繰り返されている。 しようというような態度は少しも伺われないという点である。むしろ「開き直り」「議会への責任転嫁」のよう 留意しなければならないことの第二は、政府には改正法律案中の法文の非常に抽象的で曖昧な概念を限定解 其程度デ満足シテ貰ウコトガ適當デアルト思フノデアリマス」、「ソレハ各場合ニ付キマシテ、 ハッキリ何レデアルト云フコトヲ御答スルコトガ出来ナイコトモ随分アルダラウト思ヒマス、 ソレニ依テ治安維持法ノ適用ガアルカ否カヲ決スルト云フコトヲ申上ゲルヨリ外ニハ説明 その典型例は、「色々ノ法律ニ非常ナ難解ノ所ガアル、 其難解ノ所ハ、 ドウモ政府

れているにも関わらず、 ガ在ルト云フコトヲ御考願ヒマシテ、モウ少シ慎重ナル御答弁ヲ願ヘレバ幸福ダト思ヒマス」と委員から懇願さ 、人々トハ比較ニナラヌ程、 「貴方ノ御意見ハ初カラ治安維持法ハ全然要ラヌト云フ御意見デアリマシテ、 密接ナル関係ニ置カレテ居ル所ノ無産党議員団ガ在ル、其背後ニハ多クノ無産大衆 私ノ意見

何度御回答ヲシテモ結局同ジコトニナルト思ヒマス」、「今新シク御答ヲスルコトハ

留意しなければならないことの第三は、それ故、「問答無用」式の答弁が目につくという点である。

「既成政

トハ違フノデアリマスカラ、

いる。

題デアリマスカラ、今茲デ私共ガ意見ヲ申上ゲタ所ガ、御満足ヲ得ルヤウナコトニハナルマイ」等と答弁されて ナイノデアリマス」、「貴方ノ御考ト私共ノ考トノ間ニハ、相当ノ距離ガアルノデアリマス」、「実ニムヅカシイ問

内ケ崎の質問も「文部當局ニ於テハ斯ル問題ヲ如何ニシテ刺激セラレ、或ハ助長セラレントスルヤウナ御考ハ持うち、斉藤の質問は「司法省ノ政府委員ニ、條文ノコトニ関シテ御伺ヒ致シマス」というものであった。また、うち、斉藤の質問は「司法省ノ政府委員ニ、條文ノコトニ関シテ御伺ヒ致シマス」というものであった。また、二三日の委員会では、その他、斉藤、中谷、勝田、内ケ崎、宮古啓三郎の各委員からも質問が出された。その二三日の委員会では、その他、斉藤、中谷、勝田、内ケ崎、宮古啓三郎の各委員からも質問が出された。その ツテ御出ニナルノデアリマスカ」等というものであった。 宮古啓三郎の各委員からも質問が出された。

本ノ国體ト忠孝ノ道ヲ十分ニ教ヘテ行クト云フコトノ遣方ヲバ如何様ニ為サレテ居リマスカ」等と述べた。必要ナル途デハナイカト思フノデアリマス、……小学校時代カラシテ、生徒ニ對スル精神的ノ教育ヲ進メテ、 二六日の委員会では、 《府の側から質問したのは宮古で、「十分ニ生徒ノ頭ニ国體ノ根本ヲ叩込ンデ行クコトニ全力ヲ注グノガ最モ 斉藤、斯波貞吉、内ケ﨑、 横山勝太郎が質問に立った。 Н

横山の質問は、「此ノ赤化ノ大陰謀ト称スル計画(今朝ノ新聞ニ出テ居リクコトガ出来マスレバ、都合ガ宜イノデアリマス」等というものであった。 居ルカト云フヤウナコト、並ニ之ニ関連スルコトニ付テ内務省ガ執ツテ居ラレマスル所ノ行動ニ付テ御説明ヲ聴 ドウデアリマスカ」、「思想警察特別警察ト云フヤウナモノモ、……サウ云フモノガドウ云フ方法ニ依テ活動シテ セラレテ居ルノデアリマシテ、治安維持法緊急勅令ト云フモノハ維持セラレル必要ガナイト思ヒマスガ、 ラレルナラバ、何處ニ在ルノデアリマスカ」、「斯ウ云フモノガスツカリ検挙セラレタ以上ハ、モウ既ニ目的ガ達 斉藤の質問は、「治安維持法及緊急勅令第一條ト同様ノ外国ノ立法例ガアルノデアリマスカ、若シアルト仰セ ソレハ

「此ノ赤化ノ大陰謀ト称スル計画(今朝ノ新聞ニ出テ居リマスル不穏文書ノ頒布事件

引用者

(244)46

的二日本ノ国體ヲ破壊シ、 タノデアリマスカ」等というものであった。 テ、又外務大臣トシテ、ドウ云フヤウナ御考ヲ持ツテ居ラレルノデアリマスカ、又過去ニドウ云フ行動ヲ執ラレ 針ハ何処ニ在ルカト云フコトヲ聴クコトガ出来レバ結構ダト思ヒマス」、「共産党ノ行動ト云フモノハ、而モ思想 如何ナル方面カラ計画セラレタ陰謀デアリマスカ」、「国體観念ヲ鞏固ニシ、 ……日本共産党ニ、如何ナル関係ヲ持ツテ居ルモノデアリマスカ、若シ日本共産党ニ関係ナキモノトスレバ、 思想的ニ日本ノ国家ヲ亡サントスルモノデアル、 ……斯ノ如キ事ニ付テ総理大臣トシ ソレカラ国體観念ノ涵養ヲスル其方

のであった。 結果 ヤウニ思フノデゴザイマスガ、内務大臣ハ如何ニ御考ニナツテ居リマスカ」、「(特別高等警察機関ノ充実拡張 論ニ對シテハ餘リニ厳重デアツテ、著述ノ方ハ至ツテ寛大ノヤウニ見受ケルノデアリマシテ、其間ニ 、新聞ニ漏レテアルノデアリマス、……内務大臣ハ如何ニ御考へニナルノデアリマスカ」、「現政府ノ取締リハ言 内ケ﨑の質問は、「此緊急勅令ガ枢密院ノ承認ヲ得マシタ時ニ、枢密院ガ條件ヲ出シテ来タト云フコトガ主ナ(48) -引用者) 不必要ナ或ハ取調ヲスルトカ、 捜査ヲスルトカ云フヤウナ行動ニ出テハシナイカ」、 等というも 統 一ガナイ

致シタイト思フノデアリマス」、「其本当ノ目的カラ申シマスレバ、 カト思フノデアリマス」、「斯様ナ者ヲ厳刑ニ處スルト云フコトガ、 テ此緊急勅令ノ必要ダト云フ理由ニ付テ首肯スルニ足ルダケノ御説明ヲ得テ居リマセヌ、ソノ故ニ更ニ私ハ御尋 ・テカラ以後ノ経過ヲ見マシテモ、私ハ却ツテ此過激思想ヲ挑発シタリ、 掃スルトカ云フコトガ其目的デアラウト思フノデアリマス、然ルニ此案ヲ見マシテモ、又緊急勅令ガ発布セラ 斯波の質問は、 「先日来司法省当局其他 ノ当局ノ方々ノ御話ヲ謹聴シテ居ツタノデアリマスルガ、 却ツテサウ云フ思想ヲ拡ゲルヤウナ原因ニナ 過激思想ノ撲滅デアルトカ、 或ハ刺激スルヤウナ事実ガアリハセヌ 或ハ赤化思想ヲ マダ私ヲシ

べられている。

二八日の委員会では、

斉藤、

原夫次郎の各委員から質問がなされた。斉藤の質問は次のようなものであった。

結果ガ、今日ノヤウナ危険思想ヲ多ク誘致スルヤウニナツタモノデハナイカト考ヘラル、ノデアリマス」等と述 育ニ傾キマシテ、教育ト云フコトガ人ヲ造ルコトデアル、造士教育デアルト云フコトヲ餘リ注意セラレナカツタ 想善導ニ関する施設についても質問されており、「凡チ今日ノ学校教育ト云フコトガ、唯詰込主義注入主義ノ教 ツテ来ルノガ殆ド何レノ場合ニ於テモサウデアルヤウニ思フノデアリマス」という観点からのものであった。 思

モ出来ヌト云フニ至リマシテハ、吾々日本臣民トシテ今日看過スル譯ニハ参ラナイノデアリマス 法律ヲ作リナガラ、其策動ノ根本デアリマスル所ノ露西亜ニ向ツテハ、利キ目ノアル所ノ一指ヲモ染メルコト アリマス、然ルニ単リ我国ニ於キマシテハ、……今日ニ至ル迄黙認シテ居ル、……日本臣民ニ向ツテ苛酷ナル 傾向ヲバ防ギ止メルコトハ出来ナイト思ヒ、……之ニ對シテ総理大臣ハドウ云フ考ヲ持ツテ居ラレル …大體ニ於テハ極メテ一少部分デアリマシテ、是レ位ノ小刀細工デ滔々トシテ流レ出ル所ノ、此国民思想ノ大 国民思想ヲ善導スル上ニ於キマシテモ、諸々ノ施設ヲ致サレタト云フコトデアル、……併シ是等ノコトハ… 英吉利ニ於キマシテモ、支那ニ於キマシテモ、 露西亜ノ赤化宣伝ニ付テハ、是ダケノ行動ヲ執ツテ居ルノデ

私ハ思ヒマスガ、之ニ関スル総理大臣ノ御所見ハ如何ナモノデアリマセウカ 所ノ、所謂社会政策ト云フモノハ少シモ行ハレヌノデアリマス、……是デハ国民ノ思想ガ悪化セザルヲ得ナイ、 ……悪化スルノガ当然デアルト思フ、……此際ニ於テ政府モ政党モ思切ツテ徹底的ノ處置ヲヤル必要ガアルト [額ナル所ノ国費ヲ無益ナル方面ニ濫用シテ、是ガ為ニ一方ニ於キマシテハ、多数ノ国民ノ生活ヲ保障スル 7

レタコトガアルカ否カ、 原夫次郎の質問も斉藤と同様、 此點ヲ御伺致シテ置キマス」等というものであった。 「司法当局ト致シテハ、此策源地ノ方面ニ向ツテ何カ抜本塞源ノ方策ヲ講ゼラ

委員会では、 この原の質問中に、宮古委員から質疑打ち切りの動議が出され、賛成多数で質疑は打ち切りとなった。 討議に移った。勅令に事後承諾を与えることに賛成の討論を展開したのは宮古であった。これに対

午後

水谷は反対の討論を行った。原の反対理由は次のようなものであった。(⑤)

原夫次郎、

令ノ内容ガ、 ……然ラバ是ハ国内法ニ於テノ厳罰ダケデ此犯罪ヲ制禦シヤウト云フコトハ、是ハ殆ド不可能ナコトデナケレ 現内閣ノ執リタル政策ガ誤ツテ居ルト云フコトデアリマス、第四ノ理由ト致シマシテハ、現内閣ガロヲ極メテ 我ガ社会ノ状態其他現行法等、総テ百般ノ事物ニ渉ツテ観察致シマスト、極刑ヲ科スル所ノ此法案制定ニ関シ、 本案制定ノ必要已ムヲ得ザル理由ハ、露西亜ノ第三「インターナシヨナル」ガ根本デアル ス、是ハ洵ニ間違ツタ考デアツテ、……是ガ第四ノ理由デアリマス ナラヌ、……唯国内法ダケデ厳罰主義ニ依テ此犯罪ヲ制禦シヤウト云フ、 先ズ大體本案ハ憲法違反ノ勅令デアルト云フコトガ第一ノ理由デアリマス、次ニ第二ハ刑罰法規トシテノ勅 甚ダ不都合ナ點ガ多イト云フコトデアリマス、第三ト致シマシテハ、此勅令ナルモノハ、 斯ウ云フ現内閣ノ方針ノ様デアリ (ト謂フ―引用者)、 現今ノ

また、 水谷の反対理由は次のようなものであった。 (記)

吾 1々ハ本案ヲ以テ単ナル憲法違反デアルト云フヤウナ「ブルヂヨア」的ナ形式論ニ於テ、本案ニ反対スル者

ラズ治安維持法其モノサヘモ廃止シナクテハナラナイト云フ批判的ナ立場ニ於テ、吾々ハ本案ニ絶対的ニ反対 デハアリマセヌ、……モツト深イ所ノ実質論ノ上ニ於テ立ツテ居ルノデアル、……治安維持法緊急勅令ノミナ

スル者デアリマス

バ、ソレハ労働者ノ為ニ徹底シタル労働組合法ヲ輿ヘル事デアル、労働者ノ為ニ団結権、 若シ現内閣ガ此共産党ヲ憂へ、共産主義ヲ憂ヘルナラバ、彼等ガ為スベキ最初ノ施設ハ何デアラウカト言 罷業権ヲ輿フル事デ

ト思切ツタル社会政策ヲ施ス事デアル 社会進化ヲバ極メテ滑カニ、極メテ自然ニ、此社会進化ノ過程ヲ辿ラシムル事ガ吾々人類ノ上ニ課セラレタ 小作人ニ耕作権ヲ輿フル事デアル、或ハ小商人、或ハ安月給取、其他、有ユル秘圧迫民衆ノ為ニ、モツ

ヒテ居ルノデアル 会進化ヲシテ、血ヲ伴ハシムル所以ハ、時ノ支配階級ノ出方如何ニ依テ決マルト云フ事ヲ経済学者ハ一様ニ説 ル最高ノ義務デナケレバナラヌ、即チ社会進化ニハ血ヲ見ル所ノ進化ト、 血ヲ見ナイ進化トガアル、 而モ其社

ハ斯ウ云フ厳罰主義ニハ絶対ニ反対シナケレバナラナウ 吾々ハ過度期ノ日本ヲシテ、過度期ノ世界ヲシテ、社会進化ノ正常ナ道ヲ歩マシメヤウトスルナラバ、 吾々

等ノ生活安定ヲ輿ヘナイ、サウ云フ反動政治ノ結果ハダウ云フ事ニナルカト云フコトヲ吾々ハハッキリ知ラナ 今日緊急勅令ヲ作リ、一方ニ於テハ無産階級ヲ政治上、法律上極度ニ押へ付テ居ケル、サウシテ彼等ニハ何

吾々ハ如上ノ階級的立場、 如上ノ実質的立場ニ於テ此治安維持法緊急勅令ニ反対スル者デアル ケレバナラナイ

牧野賤男委員から討論終結の動議が提出され、 賛成多数で討論は終結となった。採決の結果、 一票の差で、

本案ハ承諾ヲ輿フルコト」に決せられた。

衆議院本会議

また、 法ノ制定ニ依テ治安ヲ維持シ得ルト思ハレルノデアラウカ」等というものであった。 アル、 ニ至ツテハ、国民ノ自由ト権利ハ何レニ依テ保障サレルノデアラウカ、 国家ノ治安ハ何レニ依テカ求メラレルデアリマセウカ、……司法権ノ威信ガ疑ハレ、検事局ノ政党化ガ叫バレル テ居ルコト、思フノデアリマス、……詳細ナル御答弁ヲ願テ降壇スル次第デアリマス」等というものであった。 原夫次郎、 急勅令ナルモノハ、 この旨の委員長報告は三月二日の衆議院本会議で行われ、これを受けて、質疑、討論がなされた。質疑では、(bl) 小俣の質問も、 ・・・・・・捜査機関ノ第一線ニ立ツ所ノ警察機関ハ警視廳ヲ初トシテ、全国ノ警察機関悉ク頼ムニ足ラズトセバ、 小俣政一の両議員から質問があった。いずれも厳しいもので、原の質問は「只今議題ニナツテ居ル緊(55) 現内閣ガ政略ノ為ニ斯ノ如キ勅令ヲ発セラレタモノデアルト云フコトハ、今日稍、明ニナツ 「金力ト権力ト暴力ハ跋扈跳梁シテ、議員ハ誘拐サレ、或ハ其身辺ヲ脅カサレテ居ルノデ 斯ノ如キ状勢ニモ拘ハラズ、政府ハ唯本

行った。 その後、 斉藤の反対理由は概要、次のようなものであった。(ヘデ) (スデ) (スデ) (スデ) (スド) (ドト) 内ケ﨑作三郎が反対の、そして、宮古啓三郎が賛成の討論を

先般委員長ガ報告セラレマシタ如ク、委員会ニ於キマシテハ、 一票ノ多数ヲ以テ承諾ヲ輿フベキト決定致シ

スルノカ、

国家社会ノ大局ヨリ見テ適当デアルカ、之ガ意見ノ岐ル、所デアリマス

見ハゴザイマスケレドモ、是ハ今日論ズルノ必要ハ認メマセヌ、……既ニ吾々ハ三年以前ニ治安維持法ニ協替 審議ヲ為スニ方リマシテ、主トシテ攻究スベキ問題ハ憲法上ノ観察デアリマス、勅令ノ内容ニ付キマシテモ意 犯罪者ヲ罰スルカ罰シナイカト云フコトデハナイ、如何ナル立法手続ニ依ツテ、又如何ナル程度ニ於テ之ヲ罰 ヲ興ヘマシテ、斯ノ如キ犯罪者ニ對シテハ相当厳刑ヲ以テ之ニ臨ンデ居ルノデアリマス、故 マシタケレドモ、 本員ハ委員会ノ決議ニ反対シ、承諾ヲ輿フベカラズト主張スル者デアリマス、吾々ガ本案ノ ニ問題ハ此種類

足ルモノハーツモ無イノデアリマス、 危殆二陥り、 ナイト云フコトハ、是亦何人ト雖モ想像スルコトノ出来ルコトデハナイノデアリマス、……緊急勅令ヲ発布シ ツテ来タトハ、天下何人ト雖モ想像スルコトハ出来ナイノデアル、……此位ナ事情ガ因ニナツテ公共ノ安全ガ 憲法上ヨリ見レバ、此緊急勅令ハ確ニ憲法違反デアリマス、……緊急勅令ヲ発布セネバナラヌ所ノ事態ガ起 ·府ガ緊急勅令ヲ発布シタル理由トシテ述ブル所ノ根拠ハ極メテ浅薄デアリマシテ、吾々ヲ承服セシムルニ 所謂武装ヲシテ御大典ヲ挙行シタト云フニ至ツテハ、 緊急勅令ヲ発布シテ十年ノ體刑ヲ一躍シテ死刑ト改ムルニアラザレバ、之ヲ予防スルコトガ出来 実ニ国民ヲ侮辱スルモ亦甚ダシイモノデアリマス

時議会ヲ召集シナカツタコトデアリマス、……臨時議会ヲ召集スル余裕アルニモ拘ラズ之ヲ召集セズ、 本ノ立憲政治始ツテ以来未ダ曾テナイ所ノ、 **ヶ過チデアリマス、……然ルニ政府ハ第一ノ過チニ懲リズシテ、更ニ第二ノ過チヲ為シテ居ル、** 政 何ト言ツテモ誠意ヲ以テ憲法政治ヲ運用シ、 (府ハ議会ノ延長ヲ奏請シナクテハナラヌニ拘ラズ政府ハ此手続ヲ誤ツタト云フコトハ、何ト言ツテモ政 緊急勅令ヲ発布シテ日本臣民ヲ死刑ニ處スル法律ヲ作ルニ至ツテ 国民ノ自由権利ヲ尊重スルモノトハ思ヘナイノデアリマス、 ソレハ……臨 府 内

他方、 スル、 立法ハ濫ニ人ヲ殺ス所ノ法律ヲ作ルヘカラズ、 向上セシムルコトハ出来ナイ、其人ヲシテ一般ノ民衆ト共同生活ヲ為サシムルコトハ出来ナイノデアル、 ヲ 斯 ニ言フニ堪へナイノデアリマス 殺人法ヲ制定スルガ如キハ、 テ原司法大臣独特ノ説デハナイガ、本員ハ固ヨリ之ニ賛成スルノデアリマス、然ルニ犯罪者ニ向ツテ死刑ヲ科 頭徹尾憲法違反ノモノデアリマスニ依テ、吾々ハ之ニ向ツテ承諾ヲ輿フベキモノデハナイト云フノデアリマス 、保持スルト云フ要件ヲ缺イテ居ル、 對 斯 處シタ後ニ、 向上セシメテ、 ル場合ニ於テハ臨時議会ヲ召集スベシト云フ憲法第四十三條ノ規定ヲ蹂躪シテ居ル、 茲ニ本案ニ對シテハ最モ明白ニ不承諾 ノ如キ次第デアリマスニ依テ、此勅令ハ何レノ點ヨリ見テモ、 (罰ノ目的ハ犯罪者ヲ苦メルニアラズシテ、犯罪者ノ身体ヲ保護シ、 シテ何ノ面目ガアルカ、 ノ如キモノガアル |ケ﨑 度人ヲ殺シタナラバ、 の反対理由のうち新規の部分は死刑に関してで、「例へバ犯罪者ガ此緊急勅令ニ触レマシテ、(58) 其人ノ身体ヲ保持スルコトハ出来ナイ、 以テ一般ノ国民ト共同ノ生活ガ出来ルヤウニスル、 「罪アラバ我ヲ咎メヨ天津神民ハ吾身ノ生ミシ子ナレバ」 ……明治大帝ノ御聖旨ニ反イテ日本臣民ヲ殺ス所ノ法律ヲ作ル、 政府トシテ大ニ警メナケレバナラヌノデアリマス、 刑罰ノ目的ト云フモノハ、全然達スルコトガ出来ナイノデアリマス、人ヲ死刑 第二二ハ緊急ノ必要ト云フ要件ヲ缺イテ居ル、 ノ意思ヲ表示スルモノデアリマス 況ヤ立憲政治ノ下ニ於キマシテ、 其人ノ精神ヲ教養スルコトハ出来ナイ、 憲法違反デアリマス、 是ガ刑罰ノ目的デアルト、 犯罪者ノ精神ヲ教養シ、 今日 ……明治大帝ノ御製ノ中ニ於 国民ノ代表ノ承諾ヲ得ズシテ 第三二ハ臨時緊急ノ必要 ノ政府当局者ノ、 即チ第一ハ公共ノ安全 斯ノ如ク緊急勅令ハ徹 政府ノ為ス所實 其人ノ人格ヲ 犯罪者ノ人格 ------是ハ決シ 故二

53 (251)

死

イカ分ラナイ所ノ法律ノ為ニ、或ル場合ニ依テハ其生命ヲ失スルト云フヤウナコトニナルカモ知レナイノデアリ 其効力ヲ失スルト云フノデアリマス、……一旦死刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ、次ノ通常議会ニテ承諾ヲ得ルカ得ナ 刑ノ宣告ヲ受ケタト仮定致シマス、而シテ此緊急勅令ハ、若シ次ノ議会ニ於テ承諾ヲ得ルコトガ出来ナケレバ、

マス、ソコデ死刑ヲ含ミマスル所ノ法規ハ、緊急勅令ニ依ラズシテ、矢張臨時議会ヲ召集致シマシテ、 、協賛ヲ得ルコトニスル方ガ萬善ノ作ナリト考ヘルノデアリマス」というものであった。 帝国議会

三月三日の衆議院本会議では、政友会と民政党の間で小競り合いが生じ、 「静粛ニ」の要請にもかかわらず議場が騒然とするなかでしばしば中断を余儀なくされ、 内ケ﨑の討論も、 遂には討論打ち切り、 議長からの度重な

散会ということになった。緊急勅令の採決は次回に持ち越された。

会問題、 の本会議における反対討論が途中で打ち切られたことから、 反対討論を行ったのは内ケ崎、 採決がなされたのは三月五日の本会議であったが、 国体論から次のように説かれた。 水谷で、真鍋勝、 名川侃は賛成の討論を行った。内ケ﨑の反対討論は、三月二日にが、同五日の本会議では、採決に先立って討論が続行された。 続きの反対討論を行ったものである。 三月二日

ツテ居ルト云フモノデアリマスルガ故ニ、単ナル治安維持法ノ改正ニ依テノミ赤化宣伝ヲ根本的ニ絶滅スルト 云フコトハ、 3政府ハ一方ニ於テ赤化宣伝ヲ防止シテ居リマスケレドモ、 不可能ノ事デアルマイカト思フノデアリマス 他方ニ於テハ却テ之ヲ刺激スルガ如キ立場ニ立

誠意ヲ示シテ居ルヤ否ヤト云フコトヲ調ベテ見タイト思フノデアリマス、……共産党事件ニ對シ政府ガ刑罰 二第五十五議会ニ於テ院議トナリマシタ所ノ思想国難決議ニ関スル決議案ニ對シマシテ、 現政府ハ果シテ

密院、 ウカ、 居ルノデゴザイマス、……然ルニ是等ノ決議ニ對スル政府ノ態度ハ、 ミヲ以テ臨ムハ不可ナリ、 ナイカト思ハレルノデアリマス ・タル所ノ治安維持法ノ過重的改正ハ、却テ窮鼠ヲ駆ツテ猫ヲ噛マシムルガ如キ危険ナル結果ヲ惹起スルノデ ノ決議ヲ蔑視スル、 ……厳罰ノミヲ以テ之ニ對セントスル程、 是以上ノモノハアルマイト考ヘルノデアリマス、……斯ル無為無策ノ政府ニ依テ為サ 宜シク其環境ヲ改善スルノ途ヲ講ゼラルベカラズト、神聖ナル院議ヲ以テ決定シテ 恐ルベキ行動ハナイト思フノデアリマス、 果シテ忠実デアツタト言ヘルデアリマセ 院議ヲ無視シ、枢

マス、 明スル者デアリマス ケナケレバナラナイノデアリマス、然ルニ田中内閣ハ、消極的方法以外ハ何等積極方法ヲ講ジナイノデゴザイ アリマス、……思想国難ノ今日ニ於キマシテハ、皇室ヲ奉戴シテ国體ノ精果ヲ発揮スルコトニ、 最後ニ国體ノ根本義ト治安維持法改正案トノ関係ニ付テ意見ヲ述ベタイト思フノデアリマス、……憲法ヲ輿 帝国議会ヲ設ケ、 ノデアリマス、 ……我ガ国體ハ力ト共ニ徳ヲ重ジサセ給フノデゴザイマス、 ……政府ノ反省ヲ求メ、処決 更ニ進ンデ普通選挙法ヲ御裁可ニナリマシタハ、明治天皇及大正天皇ノ大ナル御事業デ (ママ) ヲ求ムル意味ニ於テ本案ニ反対スルコトヲ重ネテ吉 寛厳宜シ (ママ)キヲ得テ、 御互ニ力ヲカ 恩威並ビ行

義」をもって批判しようとしている点が興味深い。 水谷の反対討論は「吾々ハ即座ニ議会ヲ解散シ、……無産大衆ノ意思ヲ以テ、、他の議員の反対討論にも共通に見られるところのものであった。 ケ﨑だけではないが、 「国体ノ変革」をより重罰化する治安維持法改正案の厳罰主義を、 もっとも、 それは内ケ﨑だけではなく、 無産党議員等を除 その 「国体ノ 根本

(253)

此治安維持法緊急勅令ヲ判断シ

ころ、賛成二四九票、反対一七○票の賛成多数で、委員長報告通り、「本案ハ承諾ヲ興フルコト」に決せられた。 <sup>(61)</sup> 議案は貴族院に送付され、三月六日に開催された貴族院本会議において議案とされた。原司法大臣から趣旨説

明が行われ、若干の質疑の後、議案は「昭和三年勅令第百二十九号(治安維持法中改正ノ件)

(承諾ヲ求ムル件)

委員会」に付託することとされた。同委員会は、三月八日、一一日、一二日と開かれた。

一二日の委員会では、続きの質疑が行われた後、討論に入ったが、反対意見を出す議員は誰もいなかった。採

いか。このような疑問が衆議院で提起されており、

ような運動を助長することになるのではないか、手続的に見ても臨時議会を開かなかったことは憲法違反ではな かりであった。立法事実は存在しないのではないか、厳罰主義だけでは抑止できないのではないか、却ってその(62)

かつ、臣民に死刑を科す旨を規定しており、政府委員でさえ

シタノデ、私ハ鈴木君ノ御意見ノヤウニ、之ヲ認メルノガ最モ適当デアルト思フノデアリマス」(富谷鉎一郎)、 三郎)、「私モ只今マデノ当局者ノ御説明竝ニ同僚ノ方ヨリモ御質問ニナリマシタノデ、総テヲ能ク了解イタシマ アルコトハ十分了解イタシマシタカラ、私ハ此勅令ニ向ッテ承諾ヲ興フベシト云フ意見ヲ申上ゲマス」(鈴木喜 決に関する意見はいずれも、「段々ノ政府ノ御説明ニ依リマシテ、今尚ホ此緊急勅令ノ効力ヲ保持セシメル必要

- 本員モ其御意見ニ賛成イタシマス」(志水小一郎)、「賛成イタシマス」(石渡敬一) というように、賛成意見ば

ナケレバナラナイト思フ」という点などを除くと、委員会におけるそれと基本的に同じ内容のものであった。 原惣兵衛議員から討論終結の動議が提出され、賛成多数で討論は終結となった。採決に移り、採決を行ったと

(254) 56

はこのようなものであった。 も改正案の法概念は難解で簡単に説明することが難しいと答弁していたにもかかわらず、貴族院委員会での採決 緊急勅令に承諾を与えるかどうかという重要案件の採決であったが、 委員会では

全会一致承諾ヲ輿フルベシ」と決せられた。

勅令は議会の承諾するところとなった。緊急勅令は恒久法として認められたのである。 スルハ固ヨリ当然ノコトデアリマス」等というものであった。反対討論を行う者はだれもいなかった。貴族院で(ム) 論に立ったのは志水小一郎議員一人だけで、それも「本員ハ此法律案ニ賛成ヲ致ス者デアリマス」、「死刑ヲ以テ(8) この旨の委員長報告は三月一九日の貴族院本会議で行われ、これを受けて質疑、 「賛成多数」(実際は全会一位)で、委員長報告通り、「本案ハ承諾ヲ輿フルコト」に決せられ、ここに同緊急 討論がなされた。 しかし、

3 改悪の内容

緊急勅令による治安維持法の改悪の主な内容の第一は、

死刑を導入したことである。これには、

治安維持法上

結社の存在とその目的を認識しつつ、指導者の下で宣伝等の活動に従事する者を罰するために、目的遂行罪を加 悪化させ、 の罪を大逆罪や内乱罪と同等の扱いにする意図があった。司法省刑事局は、国体変革の罪を、国民の思想を腐食 暴力によらず国体を瓦解させる「思想的内乱罪」だと説明したことは前述したところである。

處ス」という規定がそれである。結社罪で取りこぼした非党員を取締るという運用の必要から生まれたものであっ えたことであった。すなわち「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ

この改悪については、 次のような評価が注目される。

ともに、 けないが、治安維持法体制を確立するうえで、より重要であったといって過言でない改正事項がある。この第 が、これは正しくない。たしかに、極刑導入の威嚇的な意味や世論に対するイデオロギー効果を軽視しては いたのに対し、 知情加入罪を結社の組織罪・指導罪などと一緒くたにして、これらに一律一〇年以下の自由刑を科するとして 一の改正点とは、 .情きわめてしばしば、緊急勅令による改悪を、もっぱら死刑導入との脈絡だけでみてしまうきらいがある 知情加入罪はこれと切り離し、新設の「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル」罪と並置させる 緊急勅令は、 「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」についての新設規定である。すなわち、二五年法では …… 「国体変革」を目的とする結社の組織罪・指導罪に死刑・無期を導入すると

ことにして、二年以上の有期の懲役・禁錮の刑に処することとしたのである。

すなわち両者を区別することなく二年以上の有期懲役・禁錮を科することにした。日本共産党に協力する者は 性質のものであり、そのためには協議罪は決して適切ではなかった。こうして党籍がなくても日本共産党とな んらかの形で実質的につながっている―と当局が判断した―者を、遠慮会釈なく権力の射程圏内におくために るほかなかった。けれども、これらのシンパは、 あえず「(国体変革の)目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者」(第二条)として処理す に加入していなかったことは、先に指摘しておいた。当局は、これら非党員(非同盟員)を三・一五ではとり 検挙をやってみたものの、案に相違してつかまった者の多くは、 「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」 罪 そこで問題は、 「国体変革」を別建て規定においたさい、この目的遂行罪には、 「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為」を罪とする規定の意味はなにか、である。三・一 (目的遂行罪あるいは単に目的罪) が新規採用されたのである。 結社に所属してはいないが、結社活動との関係で処理すべき 日本共産党(もしくは共産青年同盟) 知情加入罪とまったく同等の待遇 五で大

党籍を有していなくとも、党籍を有する者と同罪だという姿勢がはっきり現われている。

目的罪ではない、 者の行為が客観的にみて結社の目的遂行になっている、 支援する要素は、 ばならない。権力にとってこれはまことに都合のいい意味合いのものであったからである。というのは、第一、 のでありうる。第二、のちに判例法上も確定される解釈によれば、行為者は結社の目的を肯定し目的意識的に 目的遂行ノ為ニスル行為」とは、 「目的遂行ノ為ニスル行為」とは一種の幇助罪であるが、……これをおもいついた官僚には、 と解されたわけである。 目的遂行罪の成立にとって不要とされる。その者の主観や目的意識とはかかわりなく、 目的遂行のためにとる手段のいかんを問わない、おそろしく範囲の広いも と当局が認定すれば、罪にあたることになる。 脱帽しなけ

る。 ならず、党員の党活動もこれにはいる。すなわち、目的遂行罪の新設によって、治安維持法の諸犯罪の多くは、 わりのあるかぎりにおいては、 かない。なぜなら、 目的遂行罪に化体せしめられる。しかもそのことによって、 緊急勅令による目的遂行罪の新設は深刻となる。これは二五年治安維持法の諸犯罪に大変革をくわえずにお 「目的遂行ノ為ニスル行為」という概念はたいへん広いものであって、 協議罪・利益供与罪を吸収合併してしまうことができるし、また、 非目的罪に転化させることが可能となったのであ およそ結社とかか シンパのみ

が組織としてはほとんど潰滅してしまい、したがって、党を支援するとか、 の人びとをつかまえ、治安維持法違反を問うことができたからである。……一九三〇年代中葉には日本共産党 的遂行罪は、 本当に権力の側にとって便利このうえもないものであった。 党の目的遂行に役立つとかいう口 当局は、これをつかって、 任

目的遂行罪にひっかけることはできなくなるようにみえる。しかし、この段階になると当局は、

実で、

とも、 論法をもちいて、 「究極において」党の目的達成につかえる行為だといい立てることによって、例えば反ファシズムニの 目的遂行罪を活用するようになる。いま、現実に、党の「目的遂行ノ為」になるといえなく (258)60

ための統一戦線結成のうごきのようなものが、芽のうちにつみとられてしまうのである。

団員により刺殺されたのは、 議会を通過した。 を伴うものでありうるのか、この殺人事件は象徴的にしめしている……。 ほとんまったく議論のまとにならなかったのは、不思議なことであった。当時の人びとも、 有するキバが、 るものとして、決定的に重要な役割を果たす。この機能の多くは「法の独り歩き」に帰すべきであるにしても、 死刑」の新設に目を奪われすぎていたようにおもう……。 そののちの歴史にてらしていえば、目的遂行罪は治安維持法の背骨を構成し、治安維持法の悪法性を代表す その当時、 衆議院でこの件が可決された二九年三月五日の夜、 立法過程 有名である。治安維持法改悪反対の立場を堅持し主張することが、どんなに危険 (および、その後この緊急勅令の承諾が問題になる議会での討議過程)で 衆議院反対勢力は微々たるもので、 旧労農党代議士山本宣治が右翼の七生義 後代の歴史家も 比較的容易に

動が結社の目的に合致すると目的遂行罪に当るとされたという点である。目的遂行罪は「目的犯」 れることを防ごうとしたという点である。第三は、 た場合、「不動の理論的信条」、「鞏固なる決心」をもつ学生に限って起訴するよう指示し、 際してこの目的遂行罪というのは協議罪や利益供与罪などと同様に「目的罪」だと説明していたという点である。 興味深い評価であるが、 司法省は、 一九三一年 この評価については若干の補足が必要であろう。その第一は、 (昭和六年)三月二七日付の司法次官通牒によって、目的遂行罪で学生を検挙し 一九三一年 (昭和六年)五月二〇日の大審院判決で当人の活 政府は議会での審議 目的遂行罪が濫用さ の原則に当ら

○永谷委員 共

した後、 改正法の結社加入罪を適用することができるようにされたものである。これにより、ひとまず目的遂行罪で検挙 た。法改正の前に共産党に入党した者が、法改正後の時期に目的遂行罪を行った場合、包括 ないことを判例が認めたもので、これにより警察や検察による恣意的な運用にお墨付きが与えられることになっ そして、 結社加入罪で追求することが可能となった。 (ff) 同三一年一一月一三日および二六日の大審院判決により、 目的遂行罪と結社罪とは包括 一罪ということで、 一罪とされ

府委員との間で次のような質議がなされているからである。 たわけではないことも補足しておかなければならない。既に詳しくみたように、労農党代議士の水谷長三郎と政 いるからである。この点についての議論が不十分であったことは確かに否めない事実である。しかし、全くなかっ 問題は国会審議である。 奥平は、この目的遂行罪が議会ではほとんど全く議論の的にならなかったと指摘して

スカ ○水谷委員 |-|引用者 所謂俗ニ謂ハレテ居ル所ノ外郭ヲ取締ル所ノ規定ト解釈シテ宜イノデアリマスカ、 ソレデハ(改正サレムトスル治安維持法第一條ノ「結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者 如何デアリマ

所謂結社遂行ノ為ニ行為ヲ為シタル者ト云フコトニ當嵌ルカドウカ、之ヲ伺ヒタイ 共産党カラ「ベルト」ヲ掛ケラレテ、指令ヲ受ケテ働ラクト云ウヤウナ場合ニ、其大衆団體ハ

サウ云フモノモ矢張此中ニ這入リ得ルモノダト思フノデアリマス

○泉二政府委員 共産党ノ指導ノ下ニ於テ、サウイウ行動ヲスル者ハ総テ此一條ニ這入リ得ルモノト考ヘテ居

リマス

61 (259)

此

○水谷委員 単二影響下二置カレテ居ルト云フ言葉デ言ヒ表シテ宜イカ……

○泉二政府委員 ○水谷委員 今日ノ所謂経済組織ニ於キマシテ、左翼ト名ケテ居ル者ハ、ソレガ労働組合運動デアラウト、 只今御質問ノヤウナ場合ガアレバ、ソレモ第一條ニ這入ルノデゴザイマス

出来マセヌ、 受ケテ居ル、……サウ云フヤウナ者ヲ認定ノ上デヤッテ来タ場合ニハ、左翼団体ハ一日モ存在スルスルコトハ 党運動デアラウト、 全部引掛カル、私ガ本会議ニ於テ治安維持法ト云フモノハ、名ヲ共産党征伐ニ藉リテ、 必ズ若干ノソレゾレノ程度ニ於ケル所ノ共産主義ノ理論、共産党ノ影響ト云フモノヲ必ズ 実ハ左翼

運動ヲ征伐スルモノデアルト言ツタノハ此處デアリマシテ、ソレガ今泉二政府委員ノ答弁ニ依テ明ニサレタ、

・・・・・ソレデモ宜イノデサウカ

ケレバナラヌノデアリマス、一日モサウイウ団体の存在ヲ此法律ハ認メルコトガ出来ヌノデアリマス、 ○泉二政府委員 推定デハ無論イケマセヌ、……明白ニサウダト云フ証拠ガ上リマシタナラバ、法ハ処罰シナ

○泉二政府委員 只今ノ左翼運動ノ総テヲ弾圧スルコトニナリハセヌカト仰ルケレドモ、サウハナラナイト申

上ゲテ宜シ(ママ)イト思フノデアリマス

○水谷委員

ト思フノデアリマス、……サウ云フ場合ニ於テ、此問題ノ結社ノ目的遂行ノ為ニ或ル行動ヲ為シタル者ト云フ

大體共産党ガ公認サレナイ場合ニ於テ、共産党ト左翼運動トノ関係ト云フモノハ、二通リアラウ

ノハ、其何レニ該当スルノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒマス

用ガアルカ否カヲ決スルト云フコトヲ申上ゲルヨリ外ニハ説明シヤウガナイト思フノデアリマス ○泉二政府委員 ソレハ各場合ニ付キマシテ、……具体的ノ事実ニ付テ判断シテ、ソレニ依テ治安維持法ノ適

○水谷委員 私ハ原則トシテーツノ問題ヲ提起シタノデアリマス、従テソレニ對スル答弁ハ矢張原則的ノ答弁

政

改悪の第三は、

ウト思ヒマス

間団体デモ治安維持法ニ引掛カリマス デナケレバナラナイ、各場合ヲ予想スレバ、左翼団体バカリデハナイ、右翼団体モ治安維持法ニ引掛カリ、

中

受ケル、 ○泉二政府委員 サウ云フ意識ノナイ団體ハ治安維持法ノ適用ニハ掛ッテ居ナイト、斯ウ云フコトニ申上ゲテ宜カラウ 共産党ヲ意識シテ、サウシテ同ジ其「ベルト」ヲ掛ケテ行動スル団體ハ治安維持法ノ適用ヲ

ト思フ ○水谷委員 今度新ニ改正サレルト云フ法律ニ於テ共産党ノ外郭ト云フモノガ罰セラレル規定ハ始メテ出来ル ノダト私ハ思フ、所ガ此度ノ日本共産党事件ノ裁判ヲ見マスルト、党員以外ニ多クノ外郭団体ト称セラレテ居

○泉二政府委員 是ハ申上ゲル必要モナイコトデアリマセウ、……勅令発布前ニ於テハ、ソレ等ノ行動ハ二條 ル人ガ罰セラレテ居ル、……其法的根拠ハ何處ニ在ルカト云フコトヲ御尋致シマス

三條ニ當ルモノデアルト解釈シテ宜カラウト思ウテ居ル、裁判所モ多分其意味ニ於テ法律ヲ適用シテアルダラ

ことはないと考えられたことによるものであろうか。

ただし、水谷らのような懸念は非無産政党の議員からは出されていない。

自党が目的遂行罪の対象に置かれる

そして、それは、 前者の結社関係の罪をより厳罰化することが可能になった。この厳罰化はその後の法改正でも一貫して図られた。 その後の治安維持法の拡大適用と相俟って、「外郭団体」等の取締りに猛威を発揮することになっ

「国体変革」結社と「私有財産制度否認」結社とを大きく区別したことである。この区別により、

たのである。 (68)

63 (261)

治安維持法の拡大運用

九二八年

(昭和三年)の三・一五事件と治安維持法の改正は、

わち「プロレタリア独裁」は「国体変革」であるという解釈が確定された。以後、ほとんどの事件では、 九二九年(昭和四年)五月三一年の大審院判決で、「帝国ニ無産階級独裁ノ政府ヲ樹立セントスル」こと、すな た。そして、この「結社」概念は判例によって承認されるところとなった。日本共産党旭川グループに対する一た。そして、この「結社」概念は判例によって承認されるところとなった。(69) 解釈に大きな影響を与えた。三・一五事件で、検察は、日本共産党をもって国体変革を目的とする結社と定義し

と共産党の関係が推測されて、「国体変革」が適用された。一九三二年(昭和七年)の大審院判決以降、治安維(ឱ)

党内閣の時代に準備され、大審判例によって牽引された。 を振るうことになった。水谷らによって懸念された事態が現出することになった。治安維持法の拡大適用は、 て拡大適用にお墨付きが与えられた目的遂行罪も本格的に活用されることになり、共産党以外の者の検挙に猛威 持法の起訴理由は第一条に集中し、協議罪や煽動罪は形骸化することになった。そして、これも大審院判決によっ 法曹は治安維持法の「育ての親」であった。

た72 緊急勅令の承認から一カ月を経た一九二九年(昭和四年)四月一六日、日本共産党に対する一斉検挙が一道 一四県で行われた。いわゆる四・一六事件である。この時は約七○○名が検挙され、 幹部も網にかかっ

次のように指摘されている。 救援に当たる者自身を日本共産党の「目的遂行ノ為ニスル行為」を為す者として弾圧を加えたという事実である。 なお、三・一五、 四・一六の裁判との関係で特記する必要があるとされているのは、 政府当局が被告人の弁護

治安維持法

別稿で改めて検討するように、

0 これ以降、 几 を剥奪されてしまっていた。これも治安維持法裁判への権力介入の一例を構成するのは、 ない。なお、……左翼関係事件の法廷闘争でリーダー格をつとめた布施辰治は、三・一五の大阪地方裁判所で 名した弁護士のなかからしか選任できないことになる(二九条)。これは、 くなり、 いうこと」(角田儀平治「日本労農弁護士団事件」『破防法研究』一○号、一○七頁)をわれわれに教えている。 的に表現するものであって、……この事件はまさに「人権が侵害されるとき、人権擁護の自由も侵害されると いに検挙された……。この日本労農弁護士団事件は、一九三〇年代前半における治安維持法の適用状況を象徴 結果布施は、 かれの弁護活動が「弁護士の体面を汚したもの」と認定されて、二九年四月懲戒裁判にかけられている。こ ・一六の弁護にあたっていた日本労農弁護士団のメンバー、 (一九―引用者)三三年九月一三日―非転向組の控訴審第一回公判が予定されていた日の前日―三・一五、 そしてさいごには、一九四一(昭和一六―引用者)年の改正治安維持法になると、司法大臣の予め指 治安維持法の裁判の弁護活動は、 三二年一一月の大審院の懲戒裁判所により、 被告人の立場や思想とは無縁の弁護士によってしかおこなわれな 弁護士除名の確定判決を言い渡され、 布施辰治、 上村進など約二○名の弁護士が一せ 弁護権の実質的な剥奪にほかなら うたがいない。

 一八六七年 事件 銀行、 中央大学、 した。一九一一年 を卒業後、農商務省に入る。鉱山監督官等を務めた後、 三菱銀行、 (豚箱事件)では、検事による自白の強要など過酷な取り調べが人権蹂躙として問題化し、 学習院大学で商法を講義した。 (慶応三年) 興業銀行、 (明治四四年) 東京弁護士会会長に就任し、 三月二三日——九四四年 横浜正金銀行等の法律顧問や三井報徳会会長等も務めた。東京帝国大学や早稲田大学、 刑事事件にも関与し、 (昭和一九年)八月七日。 一八九三年、退官して弁護士を開業、 三期務めた。 友人の京都府知事の木内重四郎を弁護した汚職疑惑 第一東京弁護士会長も二期務めた。 長野県出身。 花形弁護士として活躍 東京帝国大学法科大学 一九二〇年(大正九

経験者というのが通例であり在野からの就任は異例のことであった。法相辞任後も、中央大学学長として活躍した。 事長を辞職に追い込んだ。一九二七年、 に京都地方裁判所で容疑者全員に無罪判決が下されたことで、「検察の神様」と呼ばれた小林芳郎大阪控訴院検 田中内閣の司法大臣に就任した。当時の司法大臣は政界の実力者か検事総長

(2) 中澤俊輔『治安維持法』(二○一二年、中公新書) 九○頁等を参照一九四○年(昭和一五年)、枢密院議長に就任した。

"左傾" 軍の思想統制強化などのごときを、 学生思想対策の強化も逸することができない。かねて企図されて、しかし、大学の自治に阻まれて 実現しな かった 度を発足させるなど、思想検察の陣容を確固たらしめるための礎石を設定した。第四、文部省および大学高専当局の 事件の効果として、「三・一五はさらに別な効果をもつようになる。……三・一五を大事件に仕立て上げることによ 維持法体制は、その直後にみられるいわゆる中間検挙をはさんで、翌二九年四月一六日のいわゆる四・一六へと、大 に関係する諸組織の撲滅に標的を合わせた治安維持法体制が確立することになるのである。三・一五で確立した治安 事件をきっかけにして、 的に展開するうえで決定的であったのは、一九二八(昭和三)年三月一五日のいわゆる三・一五であった。……この から一九三三年前半までをもって治安維持法体制の確立期と位置づけられ、「治安維持法が本来の形姿を整え、本格 一せい検挙主義が積み重ねられることによって、地歩を重ねることとなった。」(一一頁)とされた上で、三・一五 奥平康弘『治安維持法小史』(二〇〇六年、岩波書店) によれば、この三・一五事件が起こった一九二八年三月 特高警察の組織を拡大し、その機能を充実せしめる効果をかちえた。第三に、これと雁行して、思想係検事の制 権力はこれを利用して第一に、治安維持法の改悪を、 教授の追放が部分的に可能になったのも、 同書九七頁以下によれば、三・一五事件への治安維持法の適用をもって、「治安維持法制定の少なくともお 治安維持法の中の『国体変革』の概念が、特殊な意味をもたらされるとともに、日本共産党 あげることができるであろう。」(一○五─一○六頁)とされる。 同じ動向に属する。第五に、その他の効果、例えば憲兵及び陸海 しかも緊急勅令という異常な法形式によって強行した。

(264) 66

多数は拘引状など正式手続きと無関係に逮捕されたことを意味するし、捜索場所も百数十か所をかぞえたといわれる かった。 法 犯罪に制裁をくわえるという点にあった。けれども、三・一五により発動された捜査権力の行使をみると、 もてむきの眼目の一つは、 (二五五条) にもとづく正式の強制処分を請求したのは、 捜索令状なしに捜索された件数も少なくないことがわかる。」と分析されており、この点も興味深い。 捜索令状が出されたのは九三ケ所についてである。そうすると、 伝統的な警察規制とちがって、きちんとした刑事手続きをふんで司法権の行使により思想 党の幹部たる一五名の被疑者にたいしてであるにすぎな 検挙者一六○○名というのだから、 刑事訴訟

4 析されている めざして検挙が相次いで行われ、さらにはその周辺勢力やシンパ層に対しても弾圧の刃が加えられていった。」と分 また国内的には五・一五事件、 絶滅し天皇制ファシズム体制を確立するための重要な布石であった。国際的には日中戦争へと中国侵略が拡大され、 兵とほとんど全く時日を同じくして強行されたという事実に端的に示されているように、いっさいの戦争反対勢力を 頁によれば、治安維持法の一九二八年改正をもって、「治安維持法一九二八年改正は、 変遷とその適用の概観―」安藤義雄教授還暦祝賀『資本主義 前掲・奥平『治安維持法』九三頁等を参照。なお、小田中聡樹「昭和前期の治安政策と法―治安維持法の法律的 血盟団事件などを経て天皇制ファシズムが伸長していくなかで、 展開と論理』(一九七八年、 第二次および第三次の山東出 東京大学出版会)二五一 共産党組織の絶滅を

5 『官報號外 前掲・奥平一〇二頁等を参照 第五十五回帝国議会衆議院議事速記録第六號

道について次のように分析されている。 「治安維持法─一九二八年改正の推進者と反対者」法律時報五○巻一三号(一九七八年)三二頁以下によれば、 「原嘉道についてはその経歴から見て一般に意外の感が抱かれている。 原嘉

(昭和三年四月二九日)』六三頁。なお、

小田中聡樹

けではなく、日比谷焼打ち事件(一九○五年)、京都豚箱事件(一九一九年)、森戸事件(一九二○年)などの事件の 彼は、 『民事弁護の原』として活躍しただ

第一に、 ある。このような原の『転向』(清水誠)を用意したものは、一体何であったのか。この点に関連し注目すべきは、 郎内務大臣や小川鉄道大臣と組んで、三・一五の大弾圧を行い、さらには治安維持法の改正を強行するに至ったので 在野法曹の重鎮たら占めていたからである。ところが、原は、 刑事弁護を担当し、官憲の人権蹂躙を弾劾し、陪審制度の実現を推進するなど、その人権擁護活動は原をしてまさに である。……第二に、 原は、司法大臣就任以前から平沼騏一郎を中心とする国粋団体国本社の積極的メンバーの一人であったこと 原の司法大臣就任が平沼の強い推薦によって実現したことである。……第三に、原は、民事弁 田中 (義) 内閣の司法大臣に起用されると、鈴木喜三

護を通じて政友会や財閥(三井、三菱など)と深い関係を持っていたことである。\_

に分析されている。 門事件(一九二三年)の弁護を引き受けようとしなかったなど、微妙な動きを示していたことである。」というよう の繋がりが深かったことである。……第三に、花井は、実はすでに大正期中葉以降は、米騒動(一九一八年)、虎の 会との繋がりが深かったことである。……第二に、右のように花井は治安維持法改正の推進者原嘉道や平沼騏 貴族院議員として治安維持法改正に賛成していることも注目される。」とされ、その原因が、 同論文三三頁によれば、「原とともに人権擁護に尽力した代表的な弁護士に花井卓蔵がいるが、この花井が 「第一に、花井は、

7 学を卒業後、東京朝日新聞記者となる。その後、二六新報社、 九一七年(大正六年)の衆議院議委員選挙に立候補し、当選。一九二四年 友会から立候補し、当選した。当選回数は六回を数えた。 一八七三年 (明治六年) 九月一○日—一九四○日 (昭和一五年) 一月二三日。 大陸通信、 哈爾浜日日新聞社などの社長を務めた。一 (大正一三年) の衆議院選挙では、立憲政 山口県出身。 東京帝国大学法科大

8 士としては、甘粕事件、 一八八三年 判検事登用試験に合格し、 (明治 一六年) 五私鉄疑獄事件、 (月日は不明) ―一九四四年 東京地方裁判所判事に任官。 売勲事件等の弁護人を務めた。一九二七年(昭和二年)の衆議院議員補欠 (昭和一九年) 八月一九日。広島県出身。 一九一七年に退官し、 東京で弁護士を開業。 明治法律学校

15

同七—一一頁

ŋ 軍演説による斎藤隆夫の議員除名問題については、 選挙に政友会公認で立候補し、当選。以後、一九四二年 連続五回当選した。その間、鉄道政務次官、 議員除名に反対投票を行った。落選後の一九四三年 (昭和一七年)の衆議院議員選挙(翼賛選挙)で非推薦とな 司法参与等も務めた。一九四〇 (昭和 (昭和一八年) 一五年)

東京弁護士会会長に就任した。

第五十五回帝国議会衆議院議事速記録第六號

(昭和三年四月二八日)』六三—六四頁。

同六四—六五頁。

9

前掲『官報號外

- (12) 同『第五-(11) 同六五頁。
- 12 同 『第五十五回帝国議会衆議院治安維持法中改正法律案委員会議録 (速記) 第 回 (昭和三年五月五日)』 一—
- 14 (13) 一八九七年 場から、 労働農民党から立候補し、 科大学在学中に友愛会に参加し、河上肇の知遇を得て、河上を指導者とする社会科学研究グループを結成する。京都 日本社会党を結成し、 帝大を卒業後は、弁護士を開業した。普通選挙法が通過後の一九二八年 『第五十五回帝国議会衆議院治安維持法中改正法律案委員会議録(速記)第二回 容共の山本らと対立するようになる。三・一五事件の被告人の弁護も拒否した。戦後、 (明治三○年) 一一月四日─一九六○年 片山内閣で商工大臣として入閣し、炭鉱国有化を進めた。芦田内閣でも商工大臣に留任した。 山本宣治とともに当選。日本初の社会主義政党の代議士となる。しかし、やがて反共の立 (昭和三五年) 一二月一七日。 (昭和三年)の衆議院議員選挙に無産政党の (昭和三年五月五日)』二一七頁 京都府出身。 西尾末広らとともに 京都帝国大学法
- 16 九四七年の衆議院議員選挙まで連続八回当選した。第一次吉田内閣の建設大臣も務めた。 検事を経て、 一八七五年 大審院検事を務める。 (明治三月一八日——九七三年 一九二八年の衆議院議員選挙に立憲民政党から立候補し、 (昭和四八年) 六月八日。 大分県出身。 明治法律学校を卒業後、 初当選した。以後、

- 17 『第五十五回帝国議会衆議院治安維持法中改正法律案委員会議録(速記)第三回 (昭和三年五月六日)』一—三頁。 70
- (18) 同四—七頁。
- 19 進者と反対者」三一頁によれば、次のように分析されている。 前掲・中澤『治安維持法』一〇三―一〇四頁等を参照。 なお、 前掲・小田中「治安維持法―一九二八年改正の推

は、 治安維持法改正案は、 政党はこぞって反対の態度をとった。この野党の反対と、鈴木喜三郎内相弾劾問題による議会運営の難航とにより、 四月二七日、第五五帝国議会に提出した。ところが、治安維持法改正に対して、民政党、中立系(尾崎幸雄ら) 「政府内にあって治安維持法改正を強く推進したのは、司法大臣原嘉道、 司法省内にあった反対論を押し切って、厳罰主義(死刑導入)の基本方針の下に、改正案を作成し、一九二八年 衆議院治安維持法改正法律特別委員会にかけられたまま審議未了となった。」 鉄道大臣小川平吉の二人であった。

うに分析されている。

前掲・中澤『治安維持法』一〇四頁等を参照。なお、

前掲・小田中「治安維持法」三一頁以下によれば、次のよ

局五対三で絵緊急勅令案は附帯提言付きで可決された。枢密院は、六月二七日、二八日の両日、本会議を開いて審議 求める動議を提出した。この動議に対しては平山成信、 されたが、久保田譲、江木干之、松室致が反対論を唱え、富井政章も賛成を躊した。そしてこの四人は政府に再考を 式の閣議決定を経て枢密院に諮詢することに成功した。」「枢密院では、審査委員会(委員長平沼騏一郎)でまず審議 与党の政友会内にも星島二郎をはじめとして強硬な反対論があった。しかし原らは、これを押し切り、六月一二日正 内田信也海軍次官、 とに踏み切った。ところが、これに対しては、政府部内に強い反対があり 「原らは、枢密院議長倉富勇三郎、副議長平沼麒一郎と連携して、緊急勅令による改正という異例の措置をとるこ 委員長の平沼の反対で否決となった。その後になされた緊急勅令案に関する採決では、 秋田清逓信次官、 牧野良三商工省参与官、 田健治郎、 安藤正純文部省参与官、 山川健次郎、荒井賢太郎らが反対し、賛否半ばし (鳩山一郎内閣書記官長、 前田米蔵法制局長官など)、 富井が賛成に廻り、 森恪外務次官、

(268)

められているが、その内容は次のようなものであった。

ちなみに、右の新聞論説として東京朝日新聞・昭和三年四月二八日の記事等が同『現代史資料45治安維持法』に収

を行い、久保田、江木、松室、井上勝之助、 石黒忠悳の五名の強い反対を押し切って緊急勅令案を可決した。翌二九

日、緊急勅令が公布され、即日施行された。」

聞論説」について次のように解説されている。 すず書房)「資料解説」二六頁によれば、同書一七九頁以下に所収の「緊急勅令による改正に関する諸見解」と「新 前掲・奥平『治安維持法小史』一一一―一一四頁等を参照。 なお、 『現代史資料45治安維持法』(一九七三年、

は 新聞・雑誌に表明されるのは、昭和三、四年までであって、 勅令肯定論をとっているのに反し、上杉慎吉が反対論に組みしているのは注目に値する。」「この種の批判的な論調が 勅令の違憲論を論じているのは、ある意味では当然とおもわれる。牧野英一がどっちつかずというよりもむしろ緊急 おざなりの解説・評論しかみられなくなる。\_ 「期せずして東京帝大法学部の三教授の論文をならべることになったが、 昭和九、一〇年再び治安維持法改正が問題になるころに 美濃部達吉が熱っぽく、そして鋭く緊急

ごして来たのである。 内閣は、 を作った。然るにこの前代未聞の陰謀事件に会し、『皇室並に皇祖皇宗在天の慰霊に対し恐くに堪へず』といふ田中 の拡帳を図るのみで、『出来るだけの施設と用意』はおろか、二度の対支出兵を除けば、ほとんど無為無能にして過 して、あへて難きを政府に責めるのではない。しかも、在職すでに一年、政府は一二も選挙、二にも選挙、ただ党勢 (前略) いたづらに秘密結社をしげからしむるの結果を招来しはせぬか。国体を傷つくる者を厳罰するは何人も異存な 治安維持法の改正以外、果たして何事を『抜本さい源』の為に考へたか。吾人は会期末短き特別議会を前に 五十年前のビスマークすら、『親切をもって社会主義を殺す』べく、 かくして刻下の思想問題を解決し得ざるはもちろん、かくのごとき政府の下に、法をのみ厳に 厳罰のかたわら、 種々の社会保険法

きところとして、この政府の下に治安維持法の改正をのみ急がんとするは、少くも後先を考へえざるものなることを

- 一言するのである」
- (2) 前掲・奥平『治安維持法小史』一〇六―一一一頁等を参照。
- 大学を卒業後、検事に任官。戦前の三大疑獄とされた日東疑惑事件および内外石油疑惑事件では、家宅捜索や取調べ に当った。幸徳秋水を検挙した「功労者」ともされる。その後、検事を退官して弁護士を開業した。一九二四年(大 一八七九年 第五十六回帝国議会衆議院議事速記録第十一号 (明治一二年)四月二三日—一九三七年 (昭和一二年)四月二〇日。愛知県出身。東京帝国大学法科 (昭和四年二月二日)』一七五頁。
- の武富を取り上げ、前掲・小田中「治安維持法」三八頁は次のように分析している。 浜口内閣で初代の拓務参与官に就任した。 正一三年)の衆議院議員選挙に立憲民政党から立候補し、 前掲『官報號外 第五十六回帝国議会衆議院議事速記録第十一号(昭和四年二月二日)』一七七―一八二頁。こ 初当選。以来、連続五期当選。一九二九年 (昭和一四年)、

持の目的を達成しえないこと、④政略的、 比較し刑の権衡を失うこと、②緊急性がなく緊急勅令は憲法違反であること、③厳罰主義は反発を招くのみで治安維 本会議で質問に立ち、 な役割を果たした。この武富済が、一九二八年改正当時、民政党の衆議院議員として、一九二九年二月二日の衆議院 また、同論文三六頁は、検事総長経験者にも関わらず枢密院で治安維持法改正反対の態度を表明した松室致に注目 「武富済は大逆事件で東京地裁検事局検事として、菅野スガ……らの取調に当たり、事件のフレームアップに重要 改正反対の態度を表明していることが注目される。その反対理由は、①刑法七七条、七八条と 党利党略的立法であること、の四点であった。」

重複関係が生じること、③現行法でも共産主義のみならず社会主義をも取り締まりうること、の三点をも反対理由レ 松室の反対意見が、①重刑を科することは弊害があり、不可であること、②重刑化によって大逆罪や内乱罪との きわめてラディカルなものであったと評価している。

26 『官報號外 第五十六回帝国議会衆議院議事速記録第十一号 (昭和四年二月一九日)』一八〇—一八二頁

- 27 同八二—八四頁。
- 28 同一八四—一八六頁。
- 29 早稲田大学)を卒業後、 帰国後の一九一二年(明治四五年・大正元年)の衆議院議員選挙に立憲国民党から立候補し、初当選。以後、当選 一八七〇年 (明治三年) 八月一八日——九四九年 判検事登用試験に不合格も、弁護士試験に合格。その後、 (昭和二四年) 一〇月七日。 アメリカのイエール大学に留学。 兵庫県出身。 東京専門学校
- 年 いわゆる反軍演説を衆議院で行い、三月七日に議員の圧倒的多数により衆議院議員を除名された。しかし、一九四二 三回。浜口内閣では内務政務次官、第二次若槻内閣では法制局長官を務めた。一九四〇年(昭和一五年)二月二日、 (昭和一七年)の総選挙(翼賛選挙)で、軍部等からの妨害にもかかわらず、 非推薦ながらトップ当選し、衆議院
- 議員に返り咲いた。戦後は第一次吉田内閣の国務大臣として初入閣した。 『官報號外』第五十六回帝国議会衆議院昭和三年勅令第百二十九號(治安維持法改正ノ件)(承諾ヲ求ムル件)
- 31 同二一—二三頁。

員会議録 (速記) 第二回

(昭和四年二月一九日)』二—二一頁。

- 任し、浜口内閣では商工政務次官を務めた。一九二六年(大正一五年)には東京弁護士会会長にも就任している。 員に当選し、さらに一九一七年(大正六年)の衆議院議員選挙で当選した。憲政党幹事、 山口県で司法官試補を務めるが、 五帝国議会の衆議院治安維持法改正法律案委員会の委員長を務めた横山金太郎議員は従兄弟。 同二三—二七頁。 ちなみに、横山勝太郎は、日本大学法律科を卒業後、判検事登用試験・弁護士試験に合格し、 わずか三か月で辞職し、 弁護士を開業した。一九一四年 政務調査会長、幹事長を歴 (大正三年) の東京市会議
- 34 33 一八八四年 同二七一三〇頁。 (明治 七年)三月—一九四一年 (昭和 一六年) 一一月二三日。

を卒業後、一九二四年(大正一三年)の衆議院議員選挙に立候補し、当選した。以後、当選回数は六回を数えた。そ

福島県出身。 早稲田大学政治経済科

の間、 第二次若槻内閣と第一次近衛内閣で陸軍参与官を務めた。

(35) 一八八八年(明治年)——九四六年(昭和二一年)四月一三日。大阪府出身。東京帝国大学法科大学を卒業後: その間、民政党総務、内務政務次官等を歴任し、一四五年(昭和二〇年)に衆議院副議長に就任した。 弁護士を開業し、大阪弁護士会副会長などを務めた。一九二八年(昭和三年)の衆議院議員選挙に立憲民政党から立 候補し、当選した。以後、当選回数は六回。一九四二年の総選挙では翼賛政治体制協議会の推薦を受けて当選した。

- 員会議録 (速記) 第三回 『官報號外 第五十六回帝国議会衆議院昭和三年勅令第百二十九號(治安維持法改正ノ件)(承諾ヲ求ムル件) (昭和四年二月二〇日)』一一三頁。
- 38 37 同三—一〇頁。 同一〇—一八頁。
- 39 同一八—二四頁
- 40 『官報號外 第五十六回帝国議会衆議院昭和三年勅令第百二十九號(治安維持法改正ノ件)(承諾ヲ求ムル件)委
- 41 員会議録(速記)第四回(昭和四年二月二三日)』 1──1八頁および二○─二四頁。 一八六六年(慶応二年)四月八日―一九四〇年(昭和一五年)四月九日。茨木県出身。東京帝国大学法科大学を

(日本大学の前身)の講師も務めた。一九○二年(明治三五年)の衆議院議

員選挙に立候補し、当選。以後、当選回数は九回を数えた。

卒業後、弁護士を開業し、日本法律学校

委員会議録 (速記) 第四回 (昭和四年二月二三日)』一八一二〇頁。

前掲『官報號外 第五十六回帝国議会衆議院昭和三年勅令第百二十九號

(治安維持法改正ノ件)(承諾ヲ求ムル

 $\widehat{43}$ 同二七—三二頁 <u>42</u>

- 44
- 45 一八六九年(明治二年)九月二二日——九三三年 (昭和一四年)一〇月一四日。福井県出身。オックスフォード

議院議員補欠選挙に立候補し、当選した。以後、当選回数は六回を数えた。 昇った。普選運動に積極的に取り組んだ。「東京大勢新聞」 も務めた。一九九年 大学、東京帝国大学文科大学選科を卒業後、 (明治三二年)、黒岩涙香に招かれて「萬朝報」に入社し、英文記者を経て、 盛岡中学校、 高輪中学校で教鞭をとり、佛教大学(現龍谷大学)の教授 の社長兼主筆を辞職して一九二五年(大正一四年)の衆 編集局長、 主筆に

- 員会議録(速記)第五回(昭和四年二月二六日)』 ――四頁および一七―一九頁。 『官報號外 第五十六回帝国議会衆議院昭和三年勅令第百二十九號(治安維持法改正ノ件) (承諾ヲ求ムル件)
- 47 同三頁および二二―三三頁。

48

同七—一七頁。

- $\widehat{49}$
- 同五―六頁および一九―二二頁
- 50 員会議録(速記)第六回(昭和四年二月二八日)』一―四頁。 『官報號外 第五十六回帝国議会衆議院昭和三年勅令第百二十九號 (治安維持法改正ノ件) (承諾ヲ求ムル件)
- 51 同八——一一頁。

 $\widehat{52}$ 

同一一一二頁。

53

一八七五年(明治八年)——九四三年(昭和一八年)一二月三〇日。新潟県出身。

明治法律学校

(現在の明治大

京府会議員を経て、一九二八年 その間、犬養内閣で拓事参与官に就いた。 (昭和三年)の衆議院議員選挙に立候補し、 当選した。以後、当選回数は六回を数え

護士を開業し、東京弁護士会副会長や帝国弁護士会理事も務めた。政界にも身を置き、区会議員、東京市会議員、

東京法学院(現在の中央大学)を卒業後、判検事試験に合格し、司法官試補に就任した。その後、退官して弁

- 54 『官報號外 第五十六回帝国議会衆議院議事速記録第二十四號 (昭和四年三月三日)』五三〇—五三二頁
- 55 同五三二—五三四頁

- $\widehat{56}$ 同五三四—五三六頁。
- 57 同五三六—五四〇頁
- $\widehat{58}$ 同四二—五四四頁。
- $\widehat{59}$ 60 同五五一―五五二頁。なお、前掲・小田中「治安維持法」三三頁は、「改正に反対した者の中に高木益太郎 『官報號外 第五十六回帝国議会衆議院議事速記録第二十五號

(昭和四年三月五日)』五四八—五五〇頁。

弁

護士)がいることが注目される。」とし、高木について次のように分析している。

61 考をかなり掲載したりして、批判的論陣を張った。」 またその主幹する『法律新聞』は、社説で共産党弾圧(三・一五)や治安維持法改正を激しく批判したり、同旨の論 席を持っていなかったが、一九二八年治安維持法改正に際しては、 前掲・小田中「治安維持法」三九頁によれば、「治安維持法の制定に当たって帝国議会において精彩のある批判 「高木は、一九〇〇年に法律新聞社を興して『法律新聞』を発刊し、一貫して平沼騏一郎系の司法官僚の跋扈を批 人権蹂躙を攻撃するなど、『自由主義的反骨』(清水誠)を示した。高木は、 民政党所属の衆議院議員として、反対票を投じた。 治安維持法制定当時は衆議院に議

に当たったので承諾の可否についての発言はしていないので、投票では反対に廻っている。」 諾の議決に当たっては賛成に廻った。これに対し清瀬は、 を改正することに踏み切ろうとしたとき、民政党内の田子一民らとともにこれに強く反対したが、衆議院における承 とった。」として、次のように分析されている。 り上げられ、「このように治安維持法の制定に反対した星島と清瀬は、一九二八年改正については相対立する態度を 「星島は、原(嘉道─引用者)や小川(平吉─引用者)が平沼 改正当時、革新党に所属し、衆議院副議長として議事運営 (麒一郎-―引用者)と通じて緊急勅令で治安維持法

論を展開した弁護士出身の議員に、

清瀬一郎と星島二郎とがいたことはよく知られている。」として、この二人が取

62 『官報號外 第五十六回帝国議会貴族院昭和三年勅令第百二十九號(承諾ヲ求ムル件)特別委員会議事速記録第

## (昭和四年三月一二日)』 一二頁

三號

- <u>63</u> たが、 陸軍刑法確立に貢献し、 一八五四年 中途退学し、 (安政元年)二月二二日─一九三二年(昭和七年)七月二○日。熊本県出身。北海道開拓使学校に入っ 西南戦争に出征して少尉に任ぜられた。陸軍では法務畑を歩み、 研究のため欧州各国に出張するなどした。 退職後、 貴族院議員に勅選され、一九二四年(大 陸軍省法務局長等を歴任した。
- 正一三年)―一九三二年(昭和七年)の間、同勅選議員を務めた。

第五十六回帝国議会貴族院議事速記録第三十號

(昭和四年三月一九日)』九二八—九三〇頁。

前掲『治安維持法小史』一一六—一二〇頁

 $\widehat{65}$   $\widehat{64}$ 

『官報號外

- (66) 前掲・中澤俊輔『治安維持法』一二四頁等を参照。
- (68) 前掲・小田中「治安維持(67) 同一二四頁等を参照。
- とはいえ、この両者の主張の間に大きな相違があったことはいうまでもない。それは美濃部が悪法に対して徹底的に として美濃部達吉と牧野英一が取り上げられ、「治安維持法に対して、美濃部と牧野はかなり根本的な批判をした。 年改正に対する両者の態度を相対立するものにまで拡大していったように思われる。」と分析される. 用によって悪法を法たらしめることの見地から修正的、 批判する原則的態度を一 「治安維持法」三九頁以下によれば、一九二八年治安維持法改正に関して発言した数少ない法学者 一貫し、 思想弾圧の非なることを説くことに於て妥協しなかったのに対し、 妥協的態度をとったことである。この相違こそが、一九二八 牧野が、
- ではなく、 びとを不起訴・起訴猶予にしているのが特徴的である。これは、 判の特徴が、「三・一五で検挙された者のうち、起訴されたのは四八○名前後であった。逮捕したものの、 ちなみに、前掲・奥平『治安維持法小史』一二〇頁以下によれば、三・一五事件の治安維持法違反事件の刑事裁 むしろ警察段階での取調べ、 拷問、 こらしめ、 説諭などに重点をおいて考えていたことの現われである。 権力が治安維持法の運用を裁判との関係で考えるの 多くの人

治安維持法は行政警察的に運用されることになった、といえる。だからといって、裁判の方はどうでもいいというの

77

(275)

(276)

78

来スヘキモノニアラス』(昭和六年五月二一日大審院判決、 的罪でないことを明らかにしている。いわく、『……行為アリタル以上其ノ行為カ国体ノ変革又ハ私有財産制度否認 〇年 一 月三一日大審院判決、 産階級独裁ノ政府ヲ樹立セントスルカ如キハ即我国体ノ変革ヲ企図スルモノト云フヘシ而シテ此ノ如キ企図ヲ遂行セ 権ヲ総攬シ給フコトヲ以テ其ノ国体ト為シ治安維持法……第一条ニ所謂国体ノ意義亦之ニ外ナラサルカ故ニ帝国ニ無 くも一九二九年五月三一日、 体』および『国体ノ変革』の意義については、旭川地方裁判所、札幌控訴院をへて上告された事件で、大審院はは どなどである・・・・・。 ではない。 ントスルカ為同法所定ノ行為ヲ為スニ於テハ犯罪ヲ構成スヘキコト他言ヲ要セサルトコロ』である、と(昭和四年五 訴院・上告審も終了してしまったものが少なくなかったからである。たとえば、治安維持法の中核概念にあたる『国 い渡しがおこなわれた。 目的ニ出テタルト否ト又右目的ト直接重要ナル関係アルト否トハ同法第一条第一項第二項各段ノ罪ノ成立ニ消長ヲ 一一月の大審院判決が出されている。……また、大審院は三一年五月には、 三二年一○月末の東京地裁判決が出る以前に、すでに東京以外の地方の裁判では、 (党中央関係について、東京地裁では、一九三二年一○月二九日─引用者)被告人一八一名に対し判決言 せまい意味での法律解釈問題についていえば、この党中央関係の裁判はさして重要ではない。 刑集八巻三一七頁)。おなじように、『結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為』の意義についても、 無期懲役四名……、懲役一五年二名……、懲役一二年一名……、懲役一○年一二名……、 次のように判示して解釈を確定させた。いわく、『我帝国ハ万世一系ノ天皇君臨シ統治 刑集一〇巻二三九頁)。東京地裁の中央統一裁判は、 次のように判示して、この行為が目 第一審はもちろん、

 $\widehat{71}$ 同一二六頁等を参照

前掲・中澤俊輔『治安維持法』一二五―一二六頁等を参照

釈に

kんするかぎりはいま紹介した上告審判決を前提とするものであった。」とされる。

 $\widehat{70}$ 

- $\widehat{72}$  $\widehat{73}$ 八頁等を参照
- 前揭·奥平『治安維持法小史』一二六頁以下。